

第1章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の策定趣旨

我が国の少子化は急速に進行しており、合計特殊出生率は、平成29年では 1.43、令和5年では 1.20 と減少傾向が続いています。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て家庭の孤立や子育てに不安を抱える保護者の増加、共働きの増加に伴う低年齢児の保育ニーズの増大など、家庭環境や地域における子育てをめぐる環境の著しい変化の中にあり、これらの変化に対応すべく子育て環境の整備が求められています。

そのため、国においては、平成24年8月、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て関連3法」を成立させ、これらの法律に基づく「子ども・子育て支援新制度」の開始に当たり、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、市町村ごとに「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとし、令和元年10月からは、子どもたちに対し生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的として幼児教育・保育の無償化が実施されるとともに、共働き家庭等の「小1の壁」を打破し、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう「新・放課後子ども総合プラン」を策定するなど、子ども・子育てに関する新たな取り組みを進めてきました。

令和5年4月には、こども政策をより強力に推進していくため、「こども家庭庁」が設立され、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法である「こども基本法」が施行されました。さらに、同年12月には少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つの大綱を一つに束ねた「こども大綱」が策定されました。

国東市(以降「本市」という。)では、子ども・子育て支援法に基づき、平成26年度に「国東市子ども・子育て支援事業計画」、また令和元年度に「第2期国東市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「教育・保育施設等の計画的整備」や「質の高い幼児期の教育・保育の一体的な提供」、「地域子育ての支援の充実」及び「子どもの貧困対策」に向けた施策を推進してきました。

「第2期国東市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度で計画期間満了を迎えることから、社会環境の変化や本市の子育てを取り巻く現状、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、子育て支援の取組をより効果的に推進するため、「第3期国東市子ども・子育て支援事業計画」(以下「本計画」という。)を策定いたします。

2 計画の法的根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、これまで本市で策定した関係する各分野の計画と連携し 整合性を図りつつ策定するものです。

計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるように、柔軟に計画を進めます。

【子ども・子育て支援法第 61 条第1項】

市町村は、基本指針に即して、5 年を 1 期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

【次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項】

市町村は、行動計画策定指針に即して、5 年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5 年を 1 期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進、その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定するものとする。

3 計画の期間

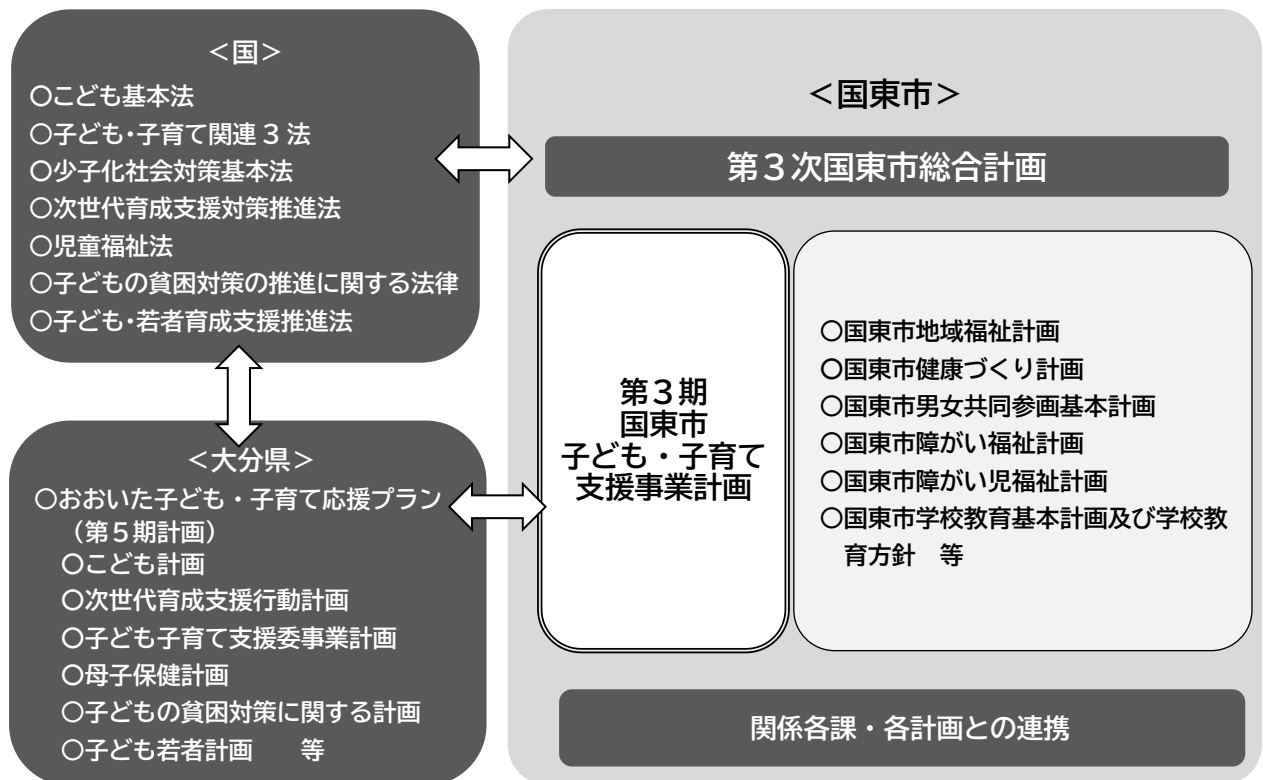
本計画の期間は、法に基づき令和7年度から令和11年度までの 5 年間とし、令和6年度に策定しました。また、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、適宜、計画の見直しを行うものとします。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第2期国東市子ども・子育て支援事業計画									
					第3期国東市子ども・子育て支援事業計画				

4 計画の位置づけ

- 本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条第 1 項に基づく計画として、国の定めた子ども・子育て支援法に基づく基本指針(以下「基本指針」という。)に即して、策定するものです。
- 本計画は、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づく次世代育成支援対策推進行動計画の考えや取り組みを可能な限り踏襲した、「子ども・子育て支援」を総合的に推進していく事業計画と位置付けます。
- 本計画には、子どもの貧困対策推進法に関する施策を含めます。
- 本計画は、第3次国東市総合計画を上位計画として、他の計画などとの整合を図るものとします。子どもと子育てを取り巻く施策としては、保健・医療・福祉・教育・労働・住宅などあらゆる分野があり、これらの施策の総合的・一体的な推進を図っていきます。

■ 国・県・関連計画等との連携



5 子ども・子育てに関する主な法律・制度

■ 子ども・子育て関連3法成立以降の子ども・子育てに関する主な法律、制度

平成	法律・制度等	内容
24年度	子ども・子育て関連3法	子ども・子育て支援事業の策定が明記。
25年度	待機児童解消加速化プラン	平成29年度末までに40万人分の保育の受け皿を確保。(⇒平成27年に50万人分に拡大)
	子どもの貧困対策の推進に関する法律	子どもの貧困対策計画の策定が明記。 (⇒平成26年8月29日子どもの貧困対策に関する大綱閣議決定)
26年度	次世代育成支援対策推進法	令和7年3月末までの時限立法に延長。
27年度	子ども・子育て支援事業計画	新制度開始。市町村子ども・子育て支援事業計画、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画スタート(計画期間:平成27年度~平成31年度)。
	保育士確保プラン	加速化プランの確実な実施に向け、平成29年度末までに7万人の保育士を確保。 (⇒平成27年に9万人分に拡大)
	少子化社会対策大綱改定	子育て支援施策の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取り組みの強化。
28年度	子ども・子育て支援法一部改正	待機児童解消加速化プランにより40万人⇒50万人分に上乗せされた10万人分の受け皿確保について、内訳の5万人分を企業主導型保育の設置により対応。
	ニッポン一億総活躍プラン	保育士の処遇について、新たに2%相当の改善。平成30年度以降も保育の確保に取り組む。
	切れ目のない保育のための対策	待機児童の解消に向けて取り組む市町村を支援するため、施設整備、入園予約制、保育コンシェルジュの展開などを明確化。
	児童福祉法改正	児童虐待についての発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化に向けた、児童福祉法の理念明確化、子育て世代包括支援センター設置についての法定化など。 (一部平成29年4月施行)

平成	法律・制度等	内容
29年度	子育て安心プラン	令和2年度末までに全国の待機児童を解消、待機児童ゼロを維持しつつ女性の就業率80%を達成。
	新しい経済政策パッケージ	「人づくり改革」において、教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化などを掲げる。
30年度	子ども・子育て支援法一部改正	事業主拠出金の率の上限の引上げ、充当対象の拡大、待機児童解消等の取組の支援、広域調整の促進による待機児童の解消（都道府県がまとめ役となる）など。
	新・放課後子ども総合プラン	令和5年度末までに放課後児童クラブの約30万人分の受け皿の拡大と一体型放課後子供教室の促進。

令和	法律・制度等	内容
元年度	幼児教育・保育の無償化	10月より開始。認可保育サービスや幼稚園、認定こども園の利用について0～2歳の住民税非課税世帯、3～5歳の全世帯を対象に実施。
2年度	子ども・子育て支援事業計画（第2期）	市町村子ども・子育て支援事業計画、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（第2期）開始。（計画期間：令和2年度～令和6年度）
4年度	子ども・子育て支援法一部改正	市町村子ども・子育て支援事業計画に定める任意的記載事項の追加、施設型給付費等支給費用に充てることができる事業主拠出金の上限割合の引上げ、子育て支援に積極的に取り組む事業主に対する助成制度の創設。
	児童手当法の一部改正	児童手当の特例給付について、高所得者を対象外とする。
5年度	こども家庭庁の創設	こどもの最善の利益を第一として、こどもの視点に立った当事者目線の政策を強力に進めていくことを目指す。
	こども基本法の成立	全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とする。
	こども大綱の閣議決定	これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱及び子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定める。

6 計画策定の経緯

(1) 国東市子ども・子育て会議の開催

市民、関係団体代表などから構成される「国東市子ども・子育て会議」を設置開催し、計画策定に向けて事業のあり方や事業ニーズ量などの必要な項目について審議を行い、その結果を計画書に反映しました。

(2) パブリックコメントの実施

国東市では、市政に関する基本的な事項を定める計画などの素案に対し、市民が意見を提出できるようにすることで協働によるまちづくりの実現を図るため、パブリックコメント制度を導入しています。

本計画の素案をパブリックコメントの手続きにより公表し、令和7年2月10日から令和7年2月21日まで意見の募集を実施し、市民意見の反映に努めました。

(3) 実態調査の実施

本市の子育て支援等に関わるニーズの把握のため、令和5年度に子育て中の保護者を対象としたアンケート形式の実態調査を行い、調査結果から得られた子育ての現状や今後の子育て支援に係る意向等を、新たなサービスの目標事業量等の設定や子育て支援施策推進の検討資料として活用しました。

■ 令和5年度実態調査の概要

調査対象者	国東市在住の就学前児童（0～5歳）及び小学6年生（6～11歳）までの子どものいる保護者を対象に住民基本台帳より無作為で抽出					
調査期間	令和6年3月7日（木）～令和6年3月21日（木）					
調査方法	郵便発送及び施設経由の配布による調査 回答は郵便及びWEBによる無記名回答方式					
配布・回収状況		配布件数	郵送回答数	WEB回答数	合計回答数	有効回答率
	就学前	500件	166件	84件	250件	50.0%
	小学生	500件	181件	111件	292件	58.4%
	合計	1,000件	347件	195件	542件	54.2%

7 持続可能な開発目標(SDGs)について

SDGs(エス ディー ジーズ)とは、2015 年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」のことで、2030 年までに達成する 17 の目標と 169 のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」ことを理念とした国際社会共通の目標です。SDGs は発展途上国だけでなく、先進国自身に取り組む普遍的なものであり、自治体においても地方創生を推進するため、その達成に向けた推進が求められています。

本市においても、「誰一人として取り残さない」という包括的な視点のもと、全ての人の平等かつ公平な社会参画をめざし、取り組みを進めていきます。

本計画に関連するSDGsの目標は、以下のとおりです。



第2章

本市の子どもと家庭を取り巻く 状況と課題

第2章 本市の子どもと家庭を取り巻く状況と課題

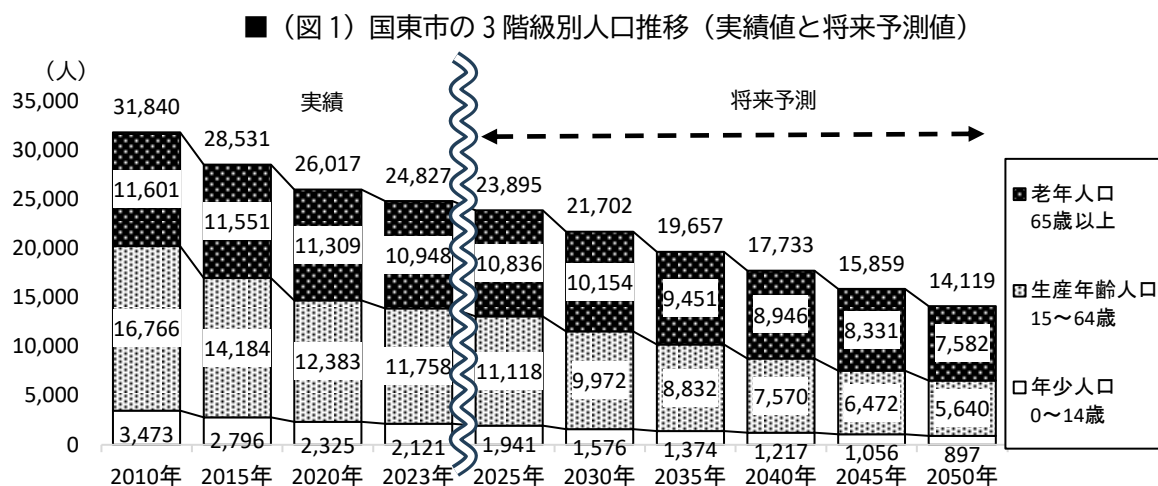
1 本市の状況

(1)人口の推移(地域別実績と将来予測)

2010(平成 22)年に 31,840 人であった本市の人口は、2023(令和 5)年には 24,827 人と減少傾向となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の調査によると、本市の 2050(令和 32)年の人口は 14,119 人程度になると予測されています(図 1)。このままでは 2050(令和 32)年には総人口に対する年少人口(0~14 歳)が約 6.4%(約 897 人)、生産年齢人口(15~64 歳)が約 39.9%(約 5,640 人)と、少子・高齢化のますますの進行と労働力不足に伴う産業の低迷が懸念されています(図 2)。

人口減少を食い止めるためには、本市から他市部への人口流出に歯止めをかけ、若い世代が安定して働きながら子育てをし、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らしていける市全体としての取り組みが必要です。



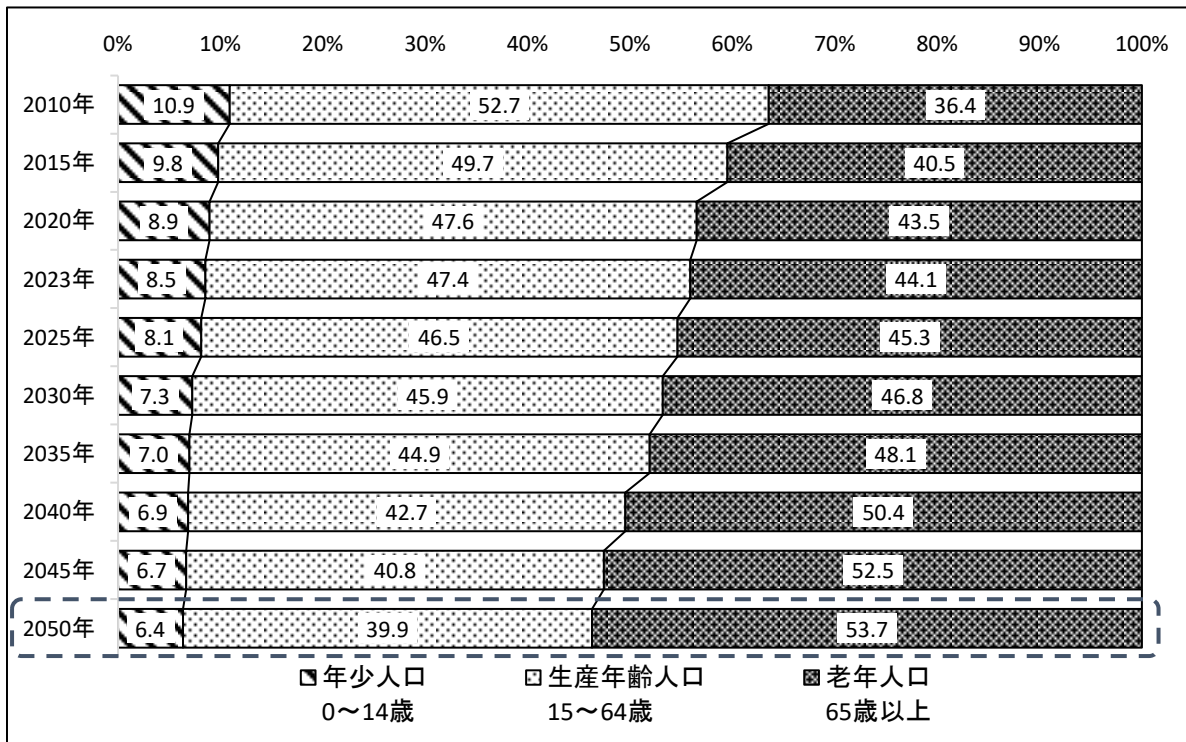
出典：2010年～2020年は総務省「国勢調査」

出典：2023年は大分県統計調査課「大分県の人口推計（各年10月1日現在）」

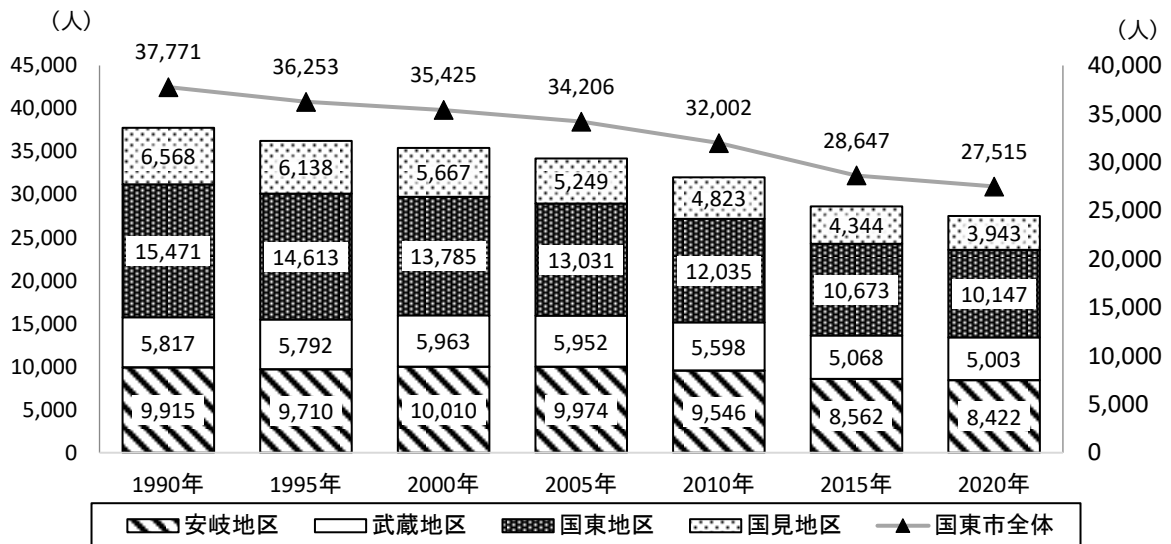
出典：2025年～2050年は国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）』

※総人口には年齢不詳・外国人含む

■ (図2) 国東市の年齢区分別人口割合

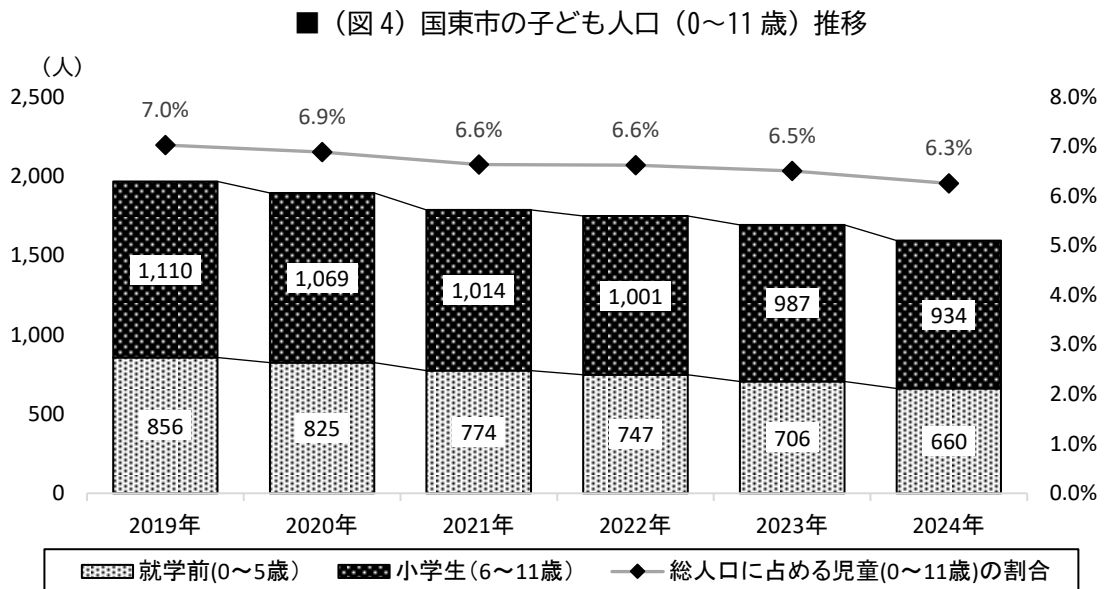


■ (図3) 地区別の総人口推移



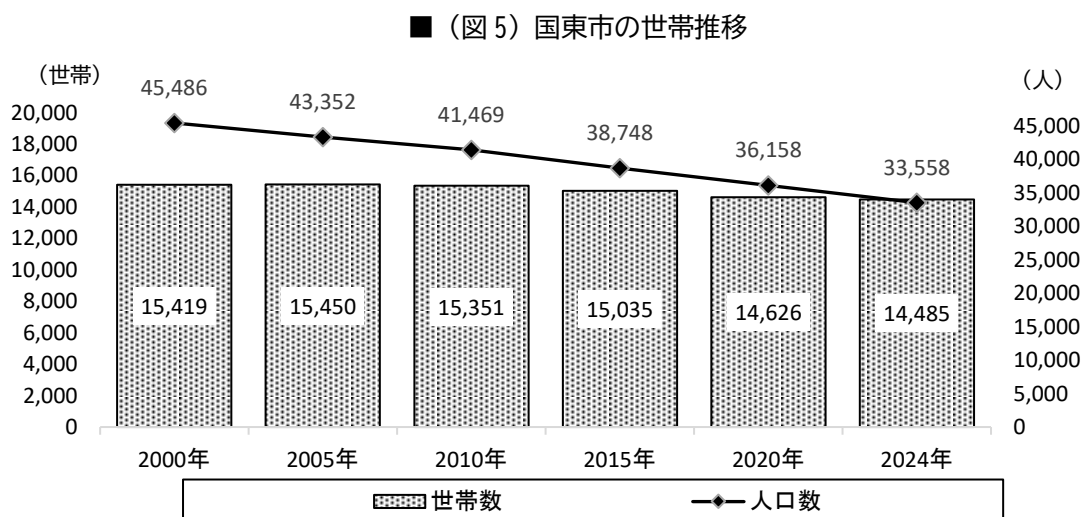
(2)子どもの人口推移(地域別0歳～11歳)

本市の総人口に対する児童(0～11歳)の割合は、2024(令和6)年には6.3%となっており、子ども人口も年々減少しています(図4)。



(3)世帯の推移

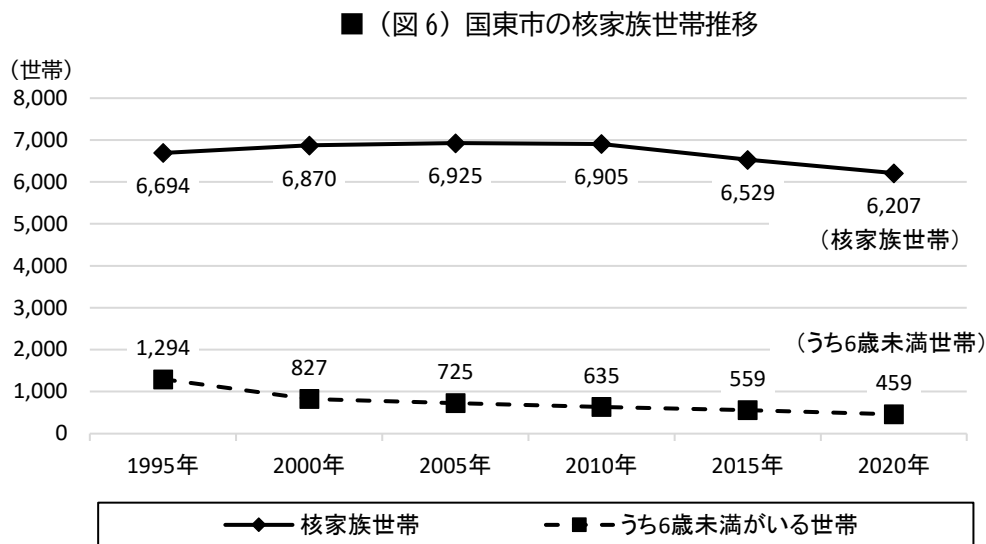
本市の一般世帯の推移をみると、2000(平成12)年から2024(令和6)年にかけて総人口の減少とともに一般世帯数も減少傾向となっています(図5)。



出典：総務省「国勢調査」。2018年は大分県統計調査課「大分県の人口推計(9月1日時点)」
 ※総人口には不詳外国人・含む

(4)核家族世帯の推移

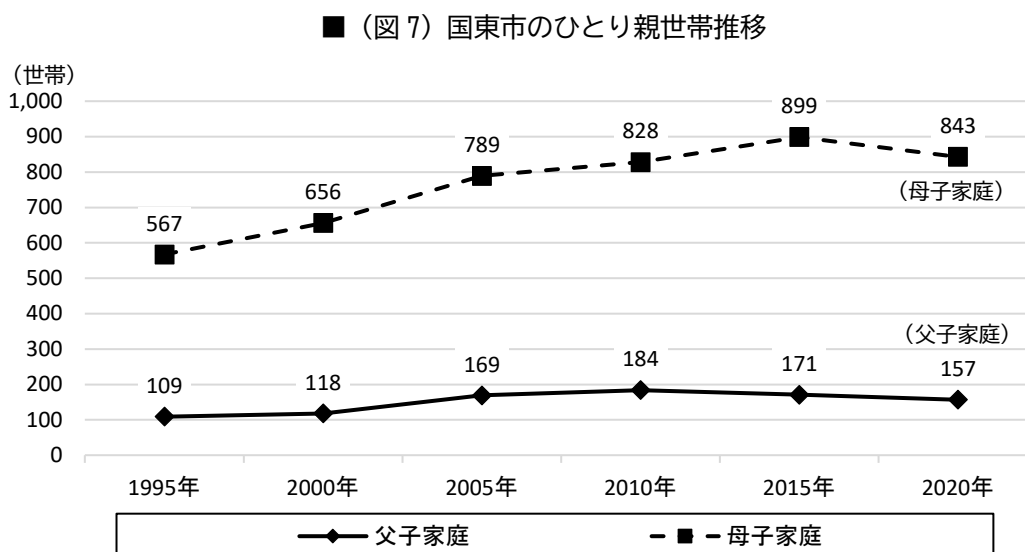
1995(平成7)年から2020(令和2)年の核家族世帯の推移をみると、2000(平成12)年から2010(平成22)年まではほぼ横ばいで推移していましたが、2015年(平成27)以降減少傾向となっています。また核家族世帯のうち、6歳未満がいる世帯は2000(平成12)年以降減少傾向となっています(図6)。



出典：総務省「国勢調査」

(5)ひとり親世帯の推移

ひとり親世帯の推移をみると、母子家庭では2020(令和2)年、父子家庭では2015(平成27)年に減少傾向となっています(図7)。



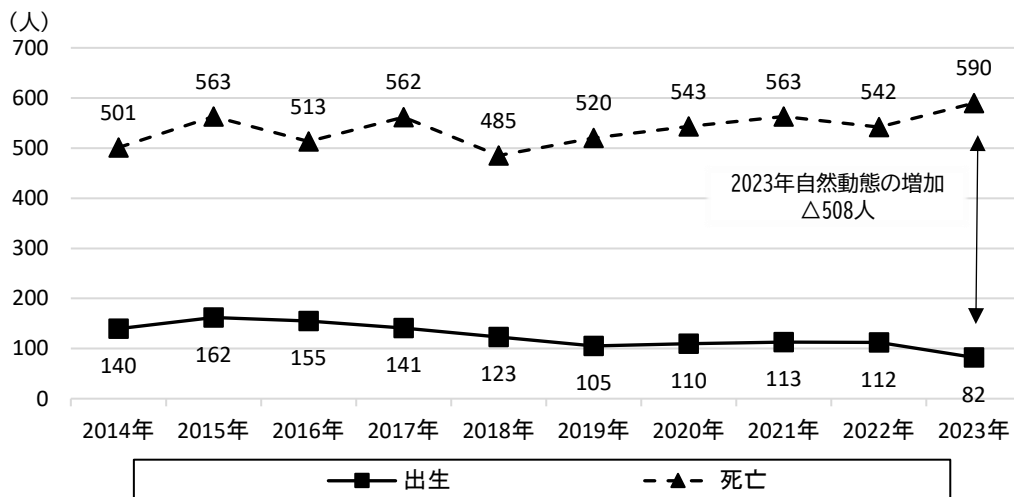
出典：総務省「国勢調査」

(6)自然動態(出生・死亡)の状況

2014(平成 26)年からの自然増減(出生－死亡)の推移をみると、本市ではこれまでに自然増となった年は1度もありません。死亡数は500人前後で推移しており、2023(令和 5)年には590人と増加傾向となっています。

出生数も横ばいから減少傾向となっており、定住する若者の減少、未婚率の上昇、子育てをする環境等が影響している可能性があります(図 8)。

■ (図 8) 国東市の出生・死亡推移

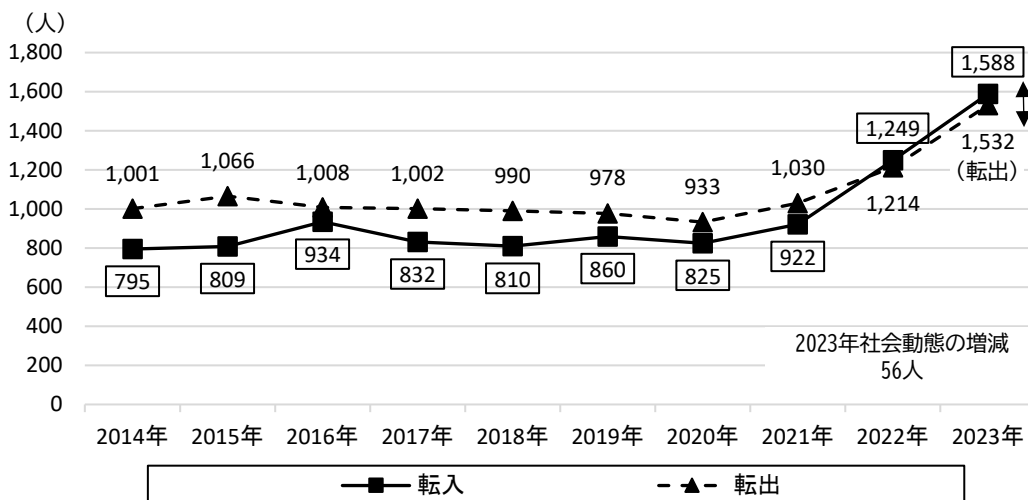


出典：大分県統計調査課「大分県の人口推計（各年10月1日時点）」

(7)社会動態(転入・転出)の状況

転入・転出の推移をみると、転入・転出ともに2021(令和 3)年から増加傾向となり、2022(令和 4)年には転出を転入が上回って推移しています。本市は、主として製造業の雇用に依存している状況で、雇用削減等が行われると人口に大きく影響する状況となっています(図 9)。

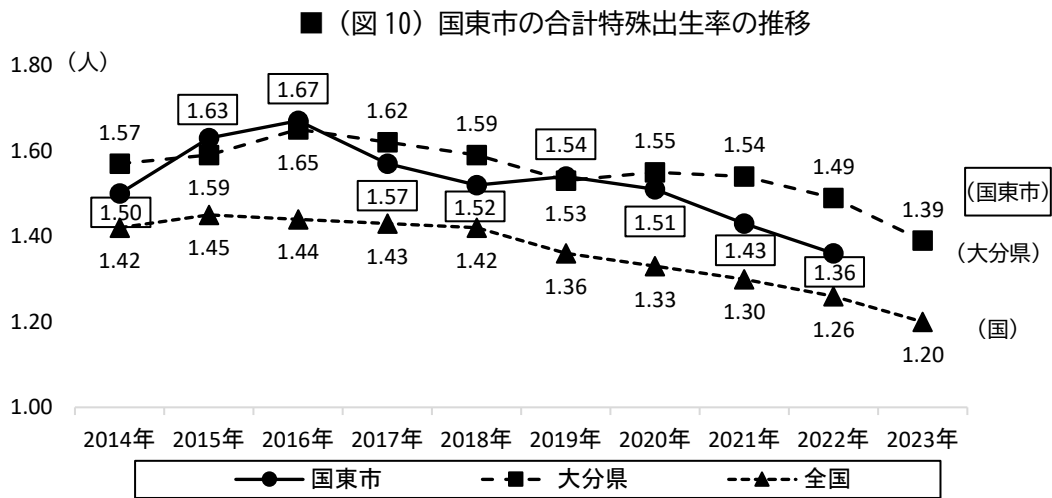
■ (図 9) 国東市の転入・転出推移



出典：大分県統計調査課「大分県の人口推計（各年10月1日時点）」

(8) 合計特殊出生率の推移

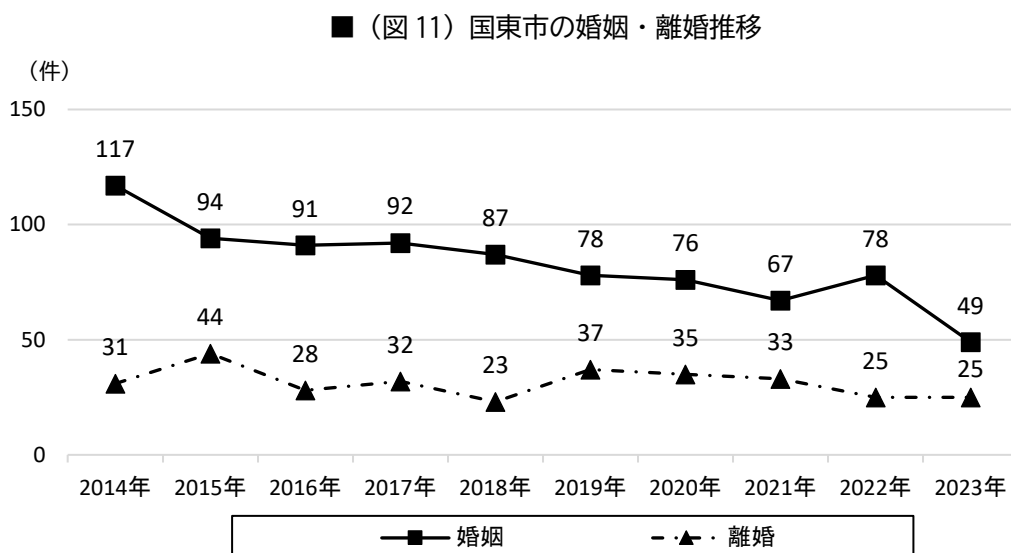
本市の合計特殊出生率は、2015(平成 27)年以降上昇傾向となっていましたが、2018(平成 30)年以降は減少しているものの、依然、国を上回った水準で推移しています(図 10)。



出典：厚生労働省「人口動態調査」、各市町村の合計特殊出生率は、県福祉保健企画課調べ
 ※合計特殊出生率とは15～49歳の1人の女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に産むとしたときの平均子ども数に相当する。

(9) 婚姻・離婚の状況

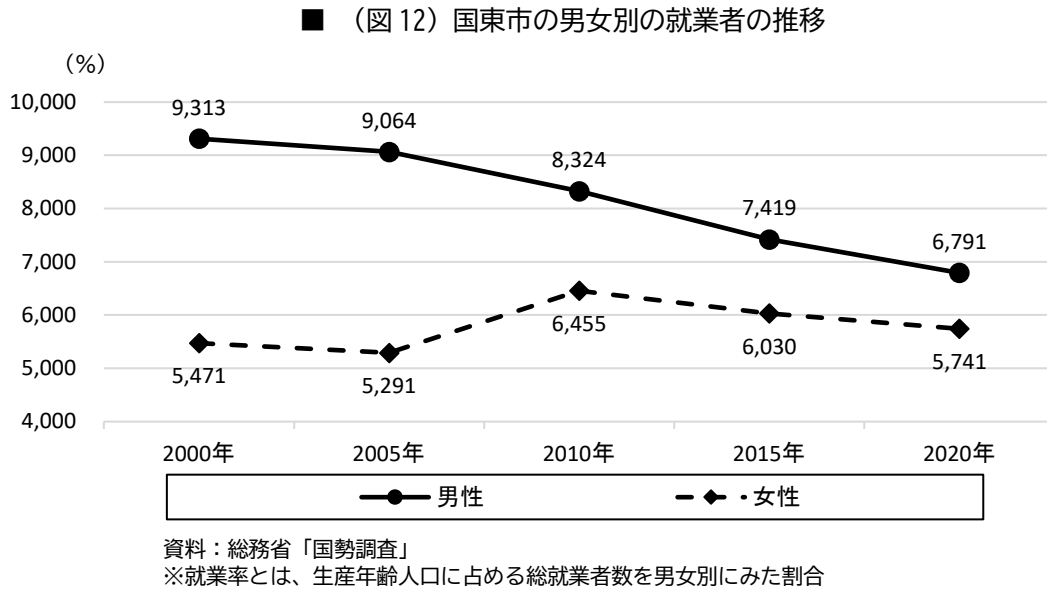
本市の婚姻・離婚の推移をみると、2023(令和 5)年の婚姻数は 49 組、離婚数は 25 組となっています(図 11)。



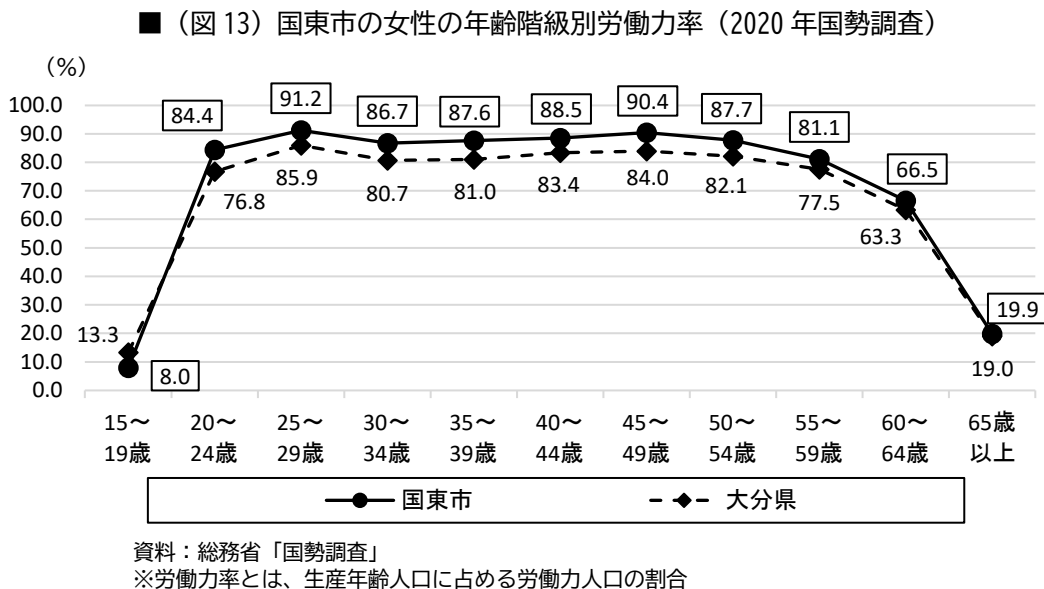
資料：厚生労働省「人口動態調査」

(10)就労の状況

本市の15歳以上の男女別就業者の推移をみると、男性は減少傾向となっています。女性は2010(平成22)年に増加し、2015(平成27)年以降はやや減少傾向となっています(図12)。



女性の年齢階級別労働力率をみると、20代前半からは65歳以上までの労働力率が、大分県平均よりも高くなっています(図13)。



2 アンケート調査結果(抜粋)からみえる課題

(1)実態調査の概要

子育て支援等に関わるニーズの把握のため、令和6年3月に子育て中の保護者を対象としたアンケート形式の実態調査を行いました。

調査結果から得られた子育ての現状や今後の子育て支援に係る意向等は、新たなサービスの目標事業量等の設定や子育て支援施策推進の検討資料として活用します。

■ 令和5年度実態調査の概要（再掲）

調査対象者	国東市在住の就学前児童（0～5歳）及び小学6年生（6～11歳）までの子どものいる保護者を対象に住民基本台帳より無作為で抽出					
調査期間	令和6年3月7日（木）～令和6年3月21日（木）					
調査方法	郵便発送及び施設経由の配布による調査 回答は郵便及びWEBによる無記名回答方式					
配布・回収状況		配布件数	郵送回答数	WEB回答数	合計回答数	有効回答率
	就学前	500件	166件	84件	250件	50.0%
	小学生	500件	181件	111件	292件	58.4%
	合計	1,000件	347件	195件	542件	54.2%

(2)調査の留意点

- ①回答結果の割合「%」は、有効サンプル数に対し、それぞれの回答数の割合を小数点以下第二位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100%を超える場合があります。
- ②複数回答の設定の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して割合を示しているため、合計が100.0%を超える場合があります。
- ③図表中の「n」(number of case)は、集計対象者総数を表します。
- ④本文中の選択肢について、長文の場合はレイアウトの都合上、簡略化したり省略して表記したりしている場合があります。

(3)実態調査の結果(抜粋)

■宛名のお子さんご家族の状況について

① 子育てを主に行っている人(就学前・小学生:問 6)

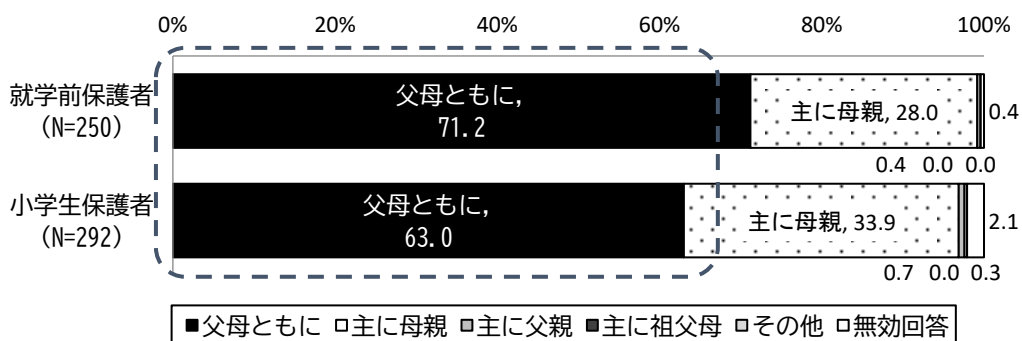
【調査結果】

- 子育てを主に行っている人は、今回 R5 の調査では就学前保護者、小学生保護者ともに「父母ともに」の割合が6割以上と最も高く、次いで「主に母親」となっています。
- 前回 H30 と比較すると、就学前保護者、小学生保護者ともに「父母ともに」の割合が増加しています。

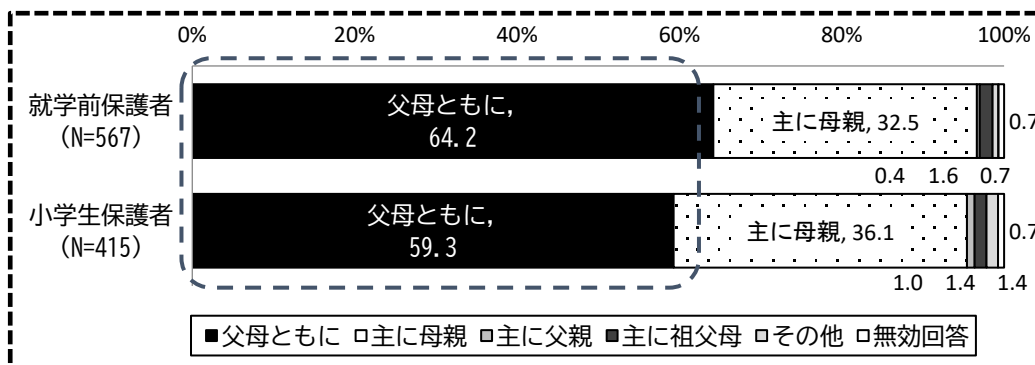
【調査結果からみえる課題】

◎「父母ともに」の割合が高くなっている状況で、本市では女性の就業率の割合が年々高くなっており、今後さらに父親の子育て参画が重要となります。

■子育てを主に行っている人 (今回 R5 調査)



■子育てを主に行っている人 (前回 H30 調査)



■子どもの育ちをめぐる環境について

② 子育ての相談先について(就学前・小学生:問 8-1)

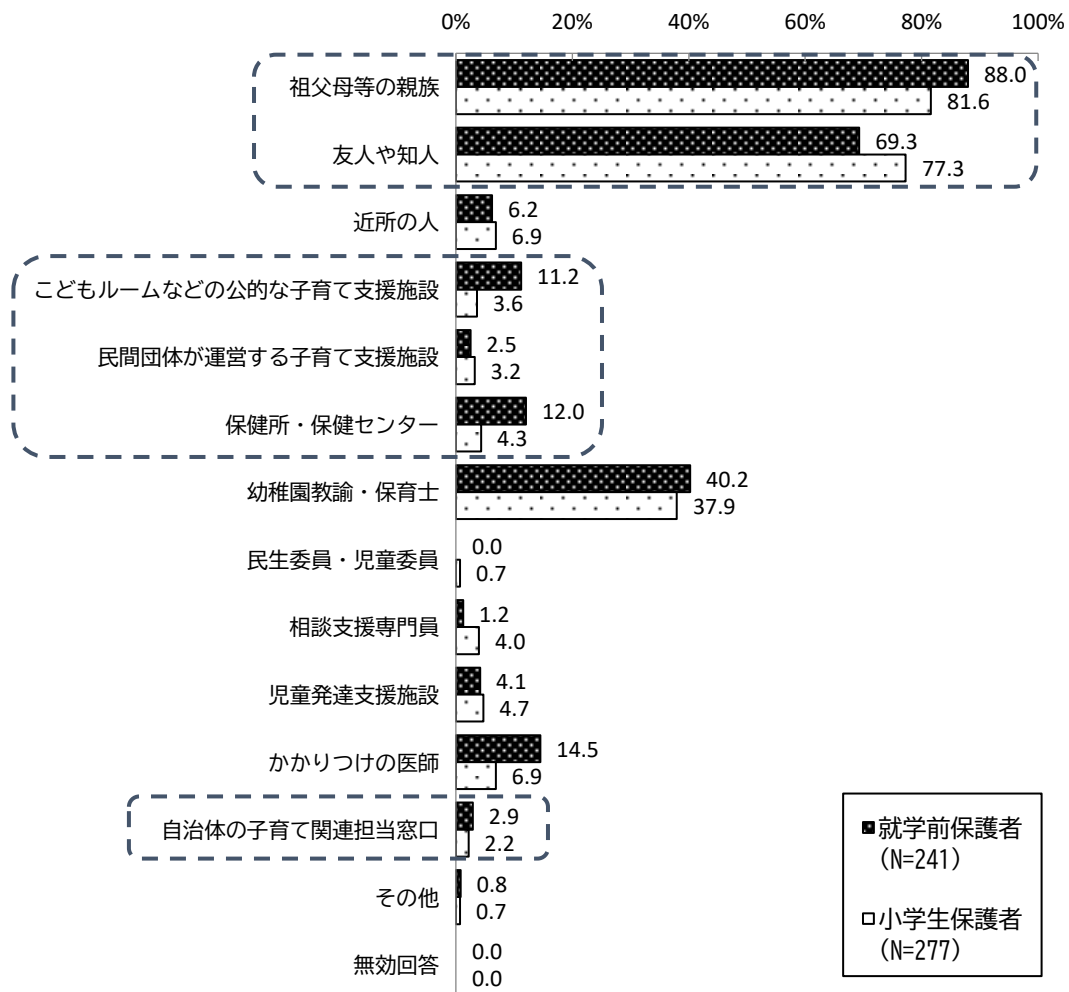
【調査結果】

●相談先について、今回 R5 の調査では就学前保護者、小学生保護者ともに「祖父母等の親族」「友人や知人」の割合がそれぞれ約 7 割以上となっています。

【調査結果からみえる課題】

◎子育てに関わる相談先は子どもの成長とともに変化します。相談先が親族や友人、保育士・幼稚園教諭と多くの方が答えており、子育てに関する相談をしていることに安心しました。保護者が孤立することのないよう、公的な専門機関(自治体の担当窓口、子育て支援施設や保健所・保健センター等)や専門職等についても、継続して周知を図ります。

■子育ての相談先について (今回 R5 調査) ※複数回答



■宛名のお子さんの保護者の就労状況について

③ 母親の就労状況について(就学前・小学生:問 9)

【調査結果】

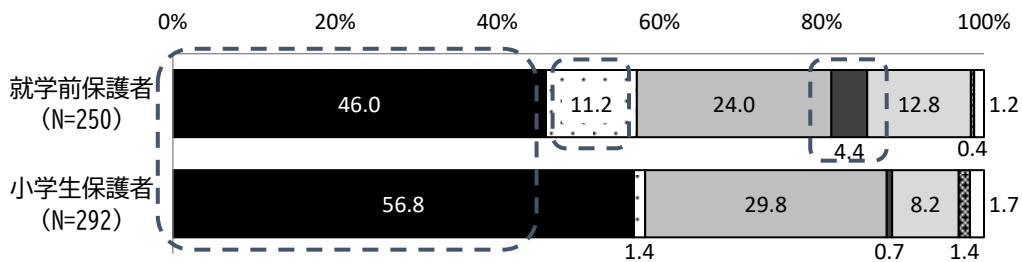
●母親の就労状況について、今回 R5 の調査では就学前保護者、小学生保護者ともに「フルタイムで就労しており産休・育休・介護休業中ではない」の割合が4割以上となっています。

●前回 H30 と比較すると、就学前保護者では「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」「パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である」の割合が増加しています。

【調査結果からみえる課題】

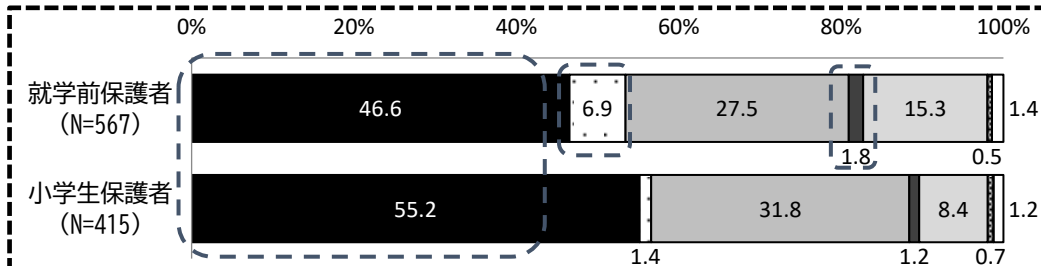
◎子育てをしながらフルタイムで働く母親の増加を勘案する必要があります。

■母親の就労状況について (今回 R5 調査)



■フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
 □フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
 □パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
 ■パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
 □以前は就労していたが、現在は就労していない
 ■これまで就労したことがない
 □無効回答

■母親の就労状況について (前回 H30 調査)



■フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
 □フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
 □パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
 ■パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
 □以前は就労していたが、現在は就労していない
 ■これまで就労したことがない
 □無効回答

④母親の今後の就労意向について(就学前・小学生:問 9-4)

【調査結果】

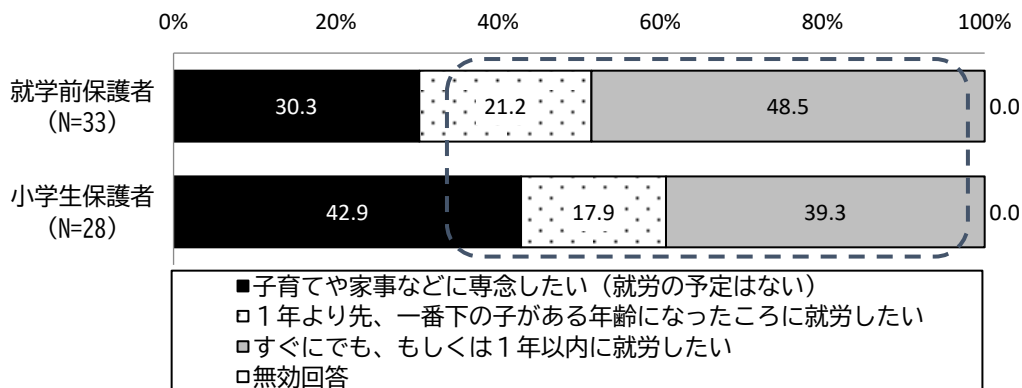
●現在は就労していない、これまでに就労したことがない母親の今後の就労移行について、今回 R5 の調査では就学前保護者は、就労したい(「1年より先、一番下の子が(歳)になったころに就労したい」+「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」)が69.7%(前回 82.2%)、小学生保護者では57.2%(前回 68.4%)となっています。

●前回 H30 の就労したい(「1年より先、一番下の子が(歳)になったころに就労したい」+「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」)の割合を比較すると、就学前保護者は 12.5 ポイント、小学生保護者では 11.2 ポイントそれぞれ減少しています。

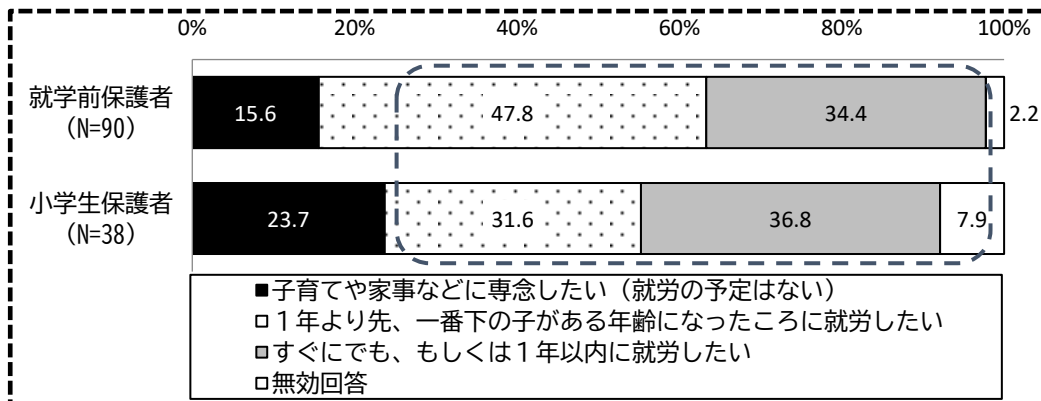
【調査結果からみえる課題】

◎仕事と育児の両立ができるよう、子育て中の保護者に対する支援策を強化する必要があります。

■母親の今後の就労意向について (今回 R5 調査)



■母親の今後の就労意向について (前回 H30 調査)



■宛名のお子さんの平日の定期的な教育・保育サービスの利用状況について

⑤ 平日の定期的な教育・保育サービスの利用状況について(就学前:問 10)

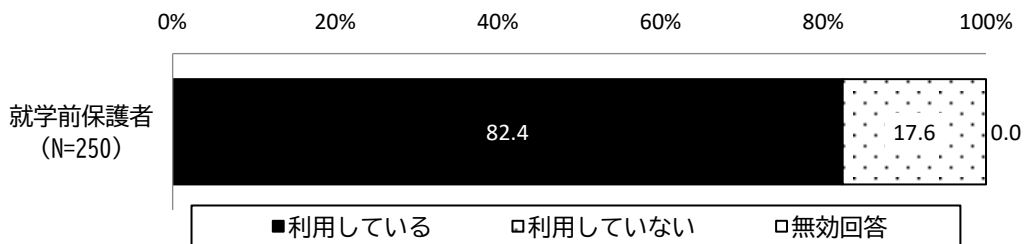
【調査結果】

- 就学前保護者における平日の定期的な教育・保育サービスの利用状況については、全体の8割以上の方が利用しています。
- 前回 H30 と比較すると、「利用している」の割合が 6.5 ポイント減少しています。

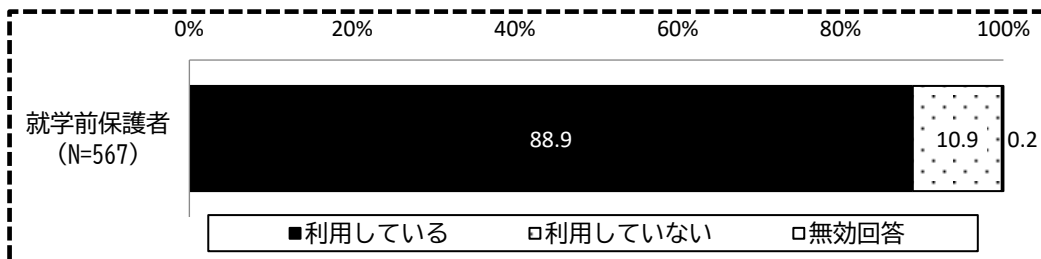
【調査結果からみえる課題】

- ◎就学前児童を持つ保護者の 8 割以上は平日の定期的な教育・保育事業を利用しています。今後も平日の定期的な教育・保育サービスのニーズが高まる可能性があります。

■平日の定期的な教育・保育サービスの利用有無 (今回 R5 調査)



■平日の定期的な教育・保育サービスの利用有無 (前回 H30 調査)



■「定期的な教育・保育サービス」とは・・・

ここでいう「定期的な教育・保育サービス」とは、月単位で定期的に利用しているサービスを指します。具体的には、幼稚園、幼稚園の預かり保育、認可保育所、認定こども園、小規模な認可保育施設、家庭的保育、事業所内保育施設、認可外の保育施設(企業主導型保育事業を含む。)、居宅訪問型保育、ファミリー・サポート・センター等が含まれます。

■宛名のお子さんの病気の際の対応について

⑥ 病児・病後児保育の利用希望について(就学前:問 10-5-1、小学生:問 10-1)

【調査結果】

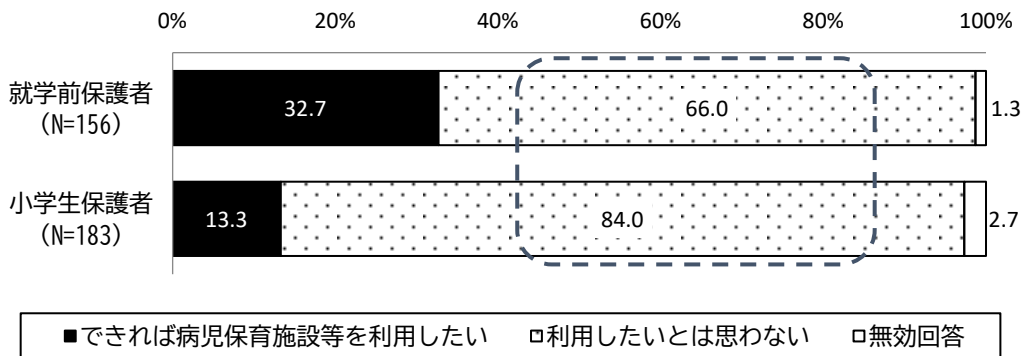
●この1年間にお子さんの病気やケガで教育・保育サービスが利用できなかった方の中で、「父親が休んだ」「母親が休んだ」と回答した方で、その際に「できれば病児・病後児保育を利用したいとは思わない」と回答した割合は、就学前保護者で6割以上、小学生保護者では8割以上となっています。

●前回 H30 と比較すると、就学前保護者、小学生保護者ともに「利用したいとは思わない」の割合は減少しています。

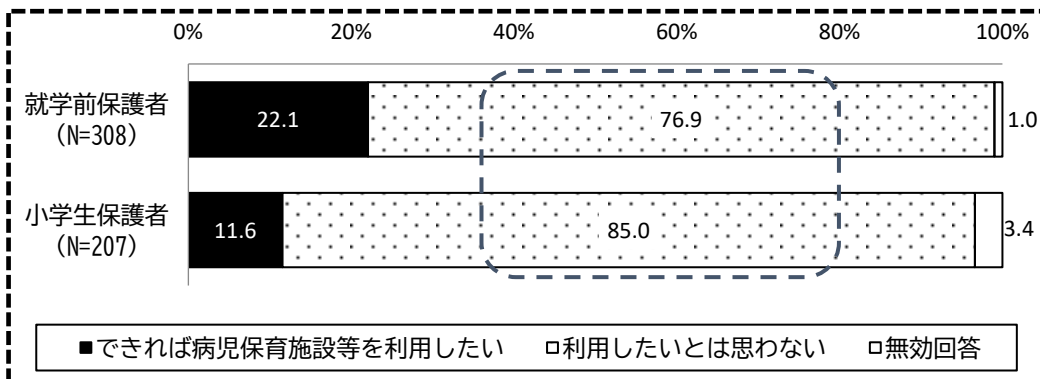
【調査結果からみえる課題】

◎病児・病後児保育については、必要としている方に対する不安を軽減するため、事業内容の周知をさらに進める必要があります。

■病児・病後児保育を利用したいかと思ったか（今回 R5 調査）



■病児・病後児保育を利用したいかと思ったか（前回 H30 調査）



⑦ 病児・病後児保育を利用しない理由(就学前:問 10-5-4、小学生:問 10-1-3)

【調査結果】

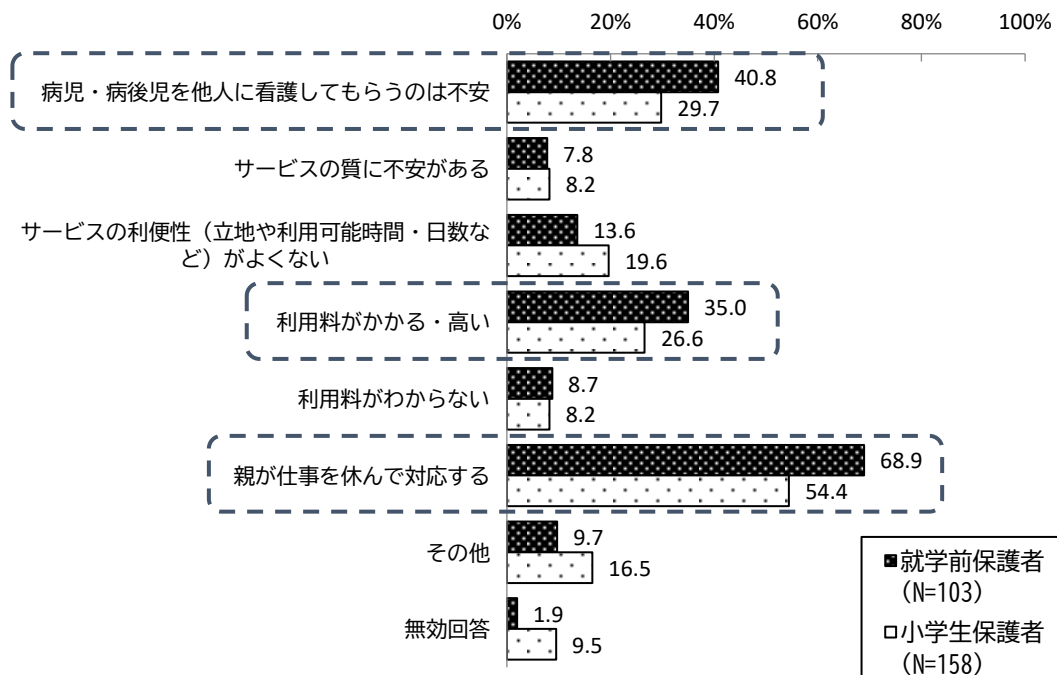
●病児・病後児保育を利用したいと思わない理由について、就学前保護者、小学生保護者ともに、「親が仕事を休んで対応する」「病児・病後児を他人に看護してもらうのは不安」「利用料がかかる・高い」の割合が高くなっています。

●前回 H30 と比較すると、就学前保護者、小学生保護者ともに「親が仕事を休んで対応する」の割合が増加しています。

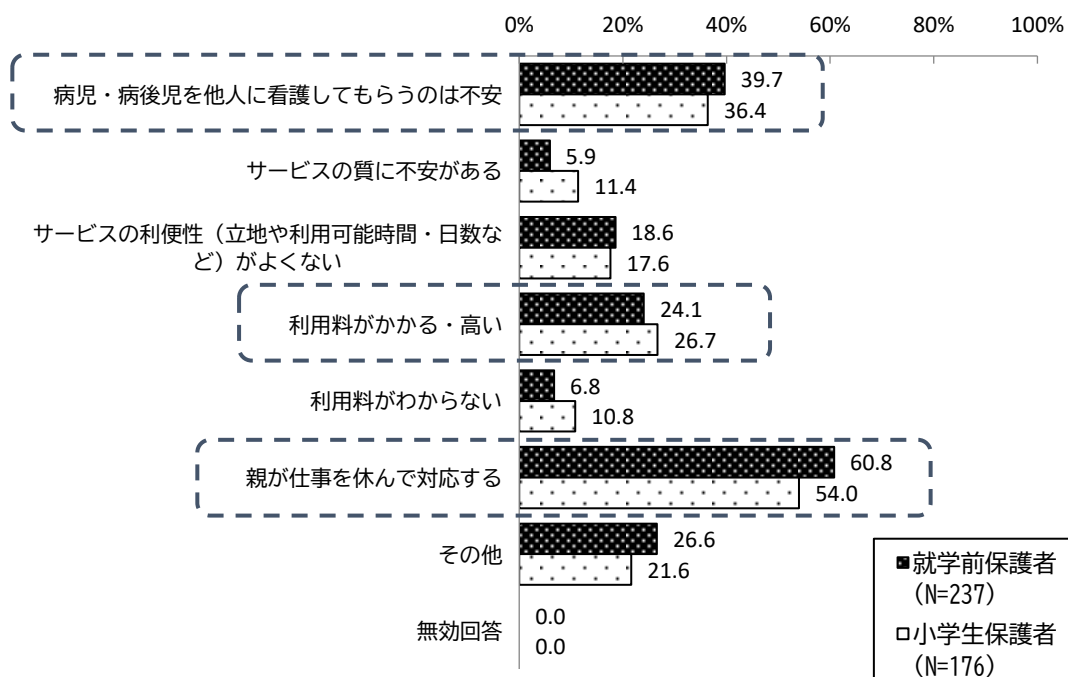
【調査結果からみえる課題】

◎病児・病後児保育を利用したいと思わない理由の 1 つに「病児・病後児を他人に看護してもらうのは不安」があることから、利用方法や施設側の体制に対する周知を進めるとともに、手続き等の負担軽減をさらに図る必要があります。

■病児・病後児保育を利用したいと思わない理由（今回 R5 調査）※複数回答



■病児・病後児保育を利用したいとは思わない理由（前回 H30 調査）※複数回答



■宛名のお子さんの不定期の教育・保育サービスや宿泊を伴う一時預かり等の利用について

⑧ 不定期の教育・保育サービスや宿泊を伴う一時預かり等を利用しない理由について
(就学前:問 17-3)

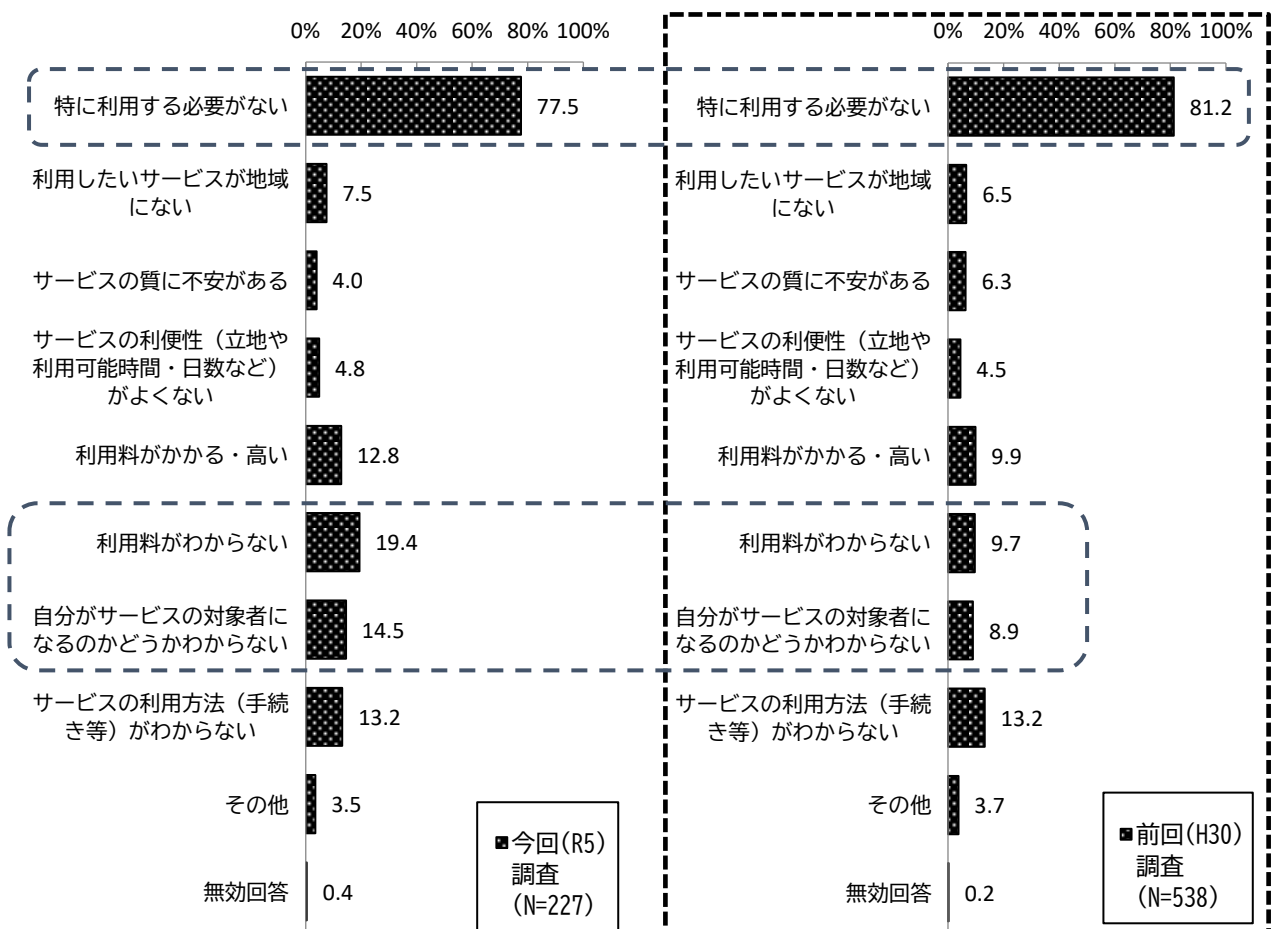
【調査結果】

●就学前保護者の不定期の教育・保育サービスや宿泊を伴う一時預かり等を利用しない理由について、前回 H30 と同様に「特に利用する必要がない」の割合が最も高くなっていますが、「利用料がわからない」「サービスの利用方法(手続き等)がわからない」の割合も増加しています。

【調査結果からみえる課題】

◎不定期の教育・保育サービスや宿泊を伴う一時預かり等を必要としている方のニーズを把握し、利用方法等の周知を図る必要があります。

■不定期の教育・保育サービスや宿泊を伴う一時預かり等を利用しない理由
(今回 R5 調査) (前回 H30 調査) ※複数回答



■宛名のお子さんの放課後の過ごし方について

⑨ 平日の放課後の過ごし方について(就学前:問 21、小学生:問 11)

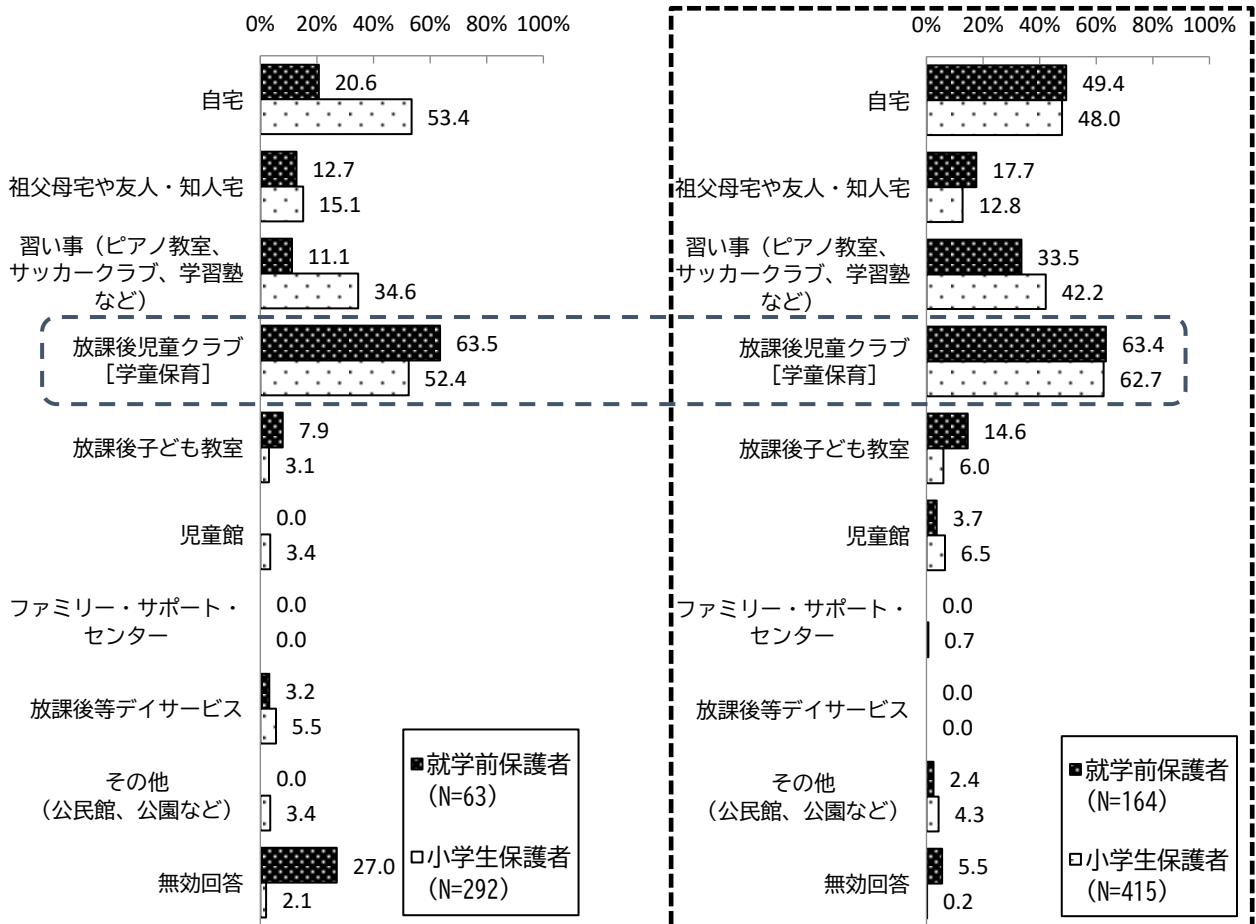
【調査結果】

●平日の放課後の過ごし方について、前回 H30 と比較すると、小学生保護者の「自宅」の割合が高くなっているものの、就学前保護者、小学生保護者ともに「放課後児童クラブ」の割合が5割以上と利用意向は高いままです。

【調査結果からみえる課題】

◎保育ニーズの高まりから、将来的な放課後児童クラブのニーズが高まる可能性があります。

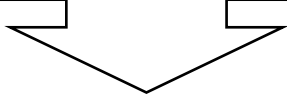
■平日の放課後の過ごし方について
(今回 R5 調査) (前回 H30 調査) ※複数回答



⑩ 土曜日、日曜日、祝日の放課後児童クラブの利用希望について
 (就学前:問 22～23、小学生:問 11-1～11-2)

【調査結果】

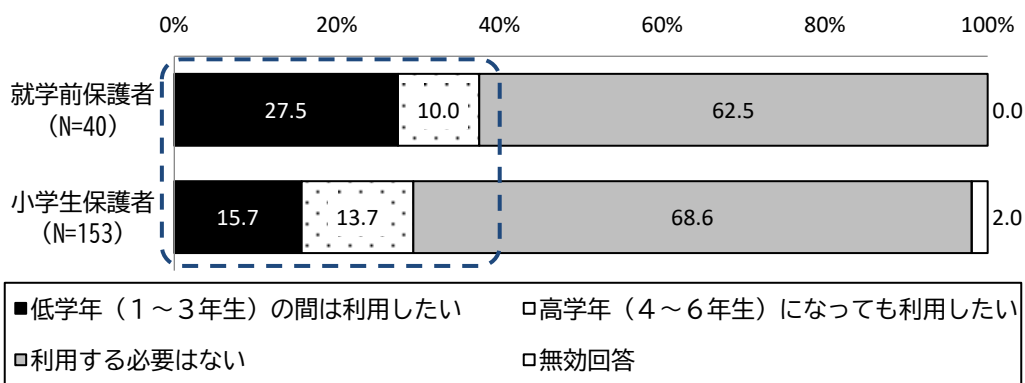
●土曜日、日曜日、祝日の放課後児童クラブの利用希望について、特に長期休業中での利用を希望している人(低学年+高学年)が一定数みられます。また、日曜・祝日では約 8 割の方が「利用する必要はない」と答えています。



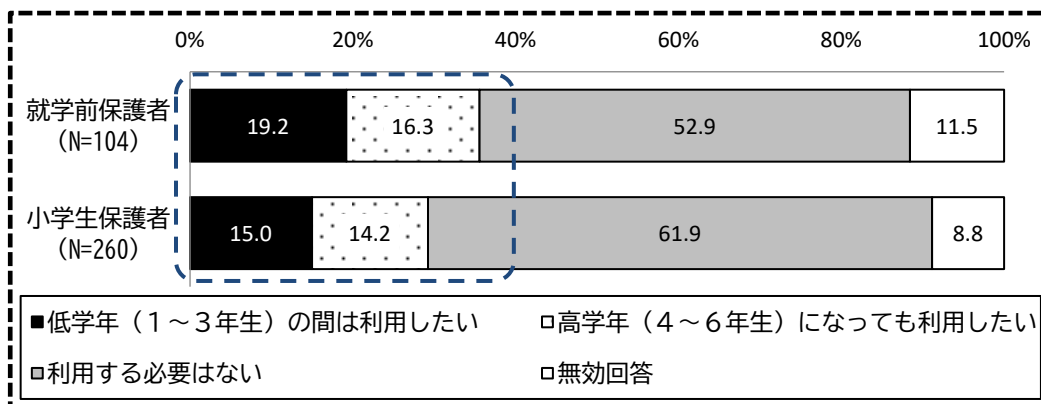
【調査結果からみえる課題】

◎土曜日、特に長期休業中の放課後児童クラブの利用希望に対応することができるよう、支援員等の確保を含めた体制の強化を求めする必要があります。

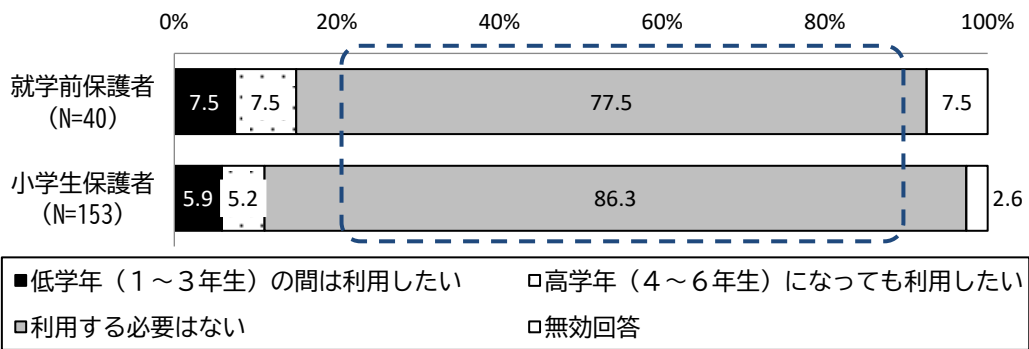
■土曜日の放課後児童クラブの利用希望について (今回 R5 調査)



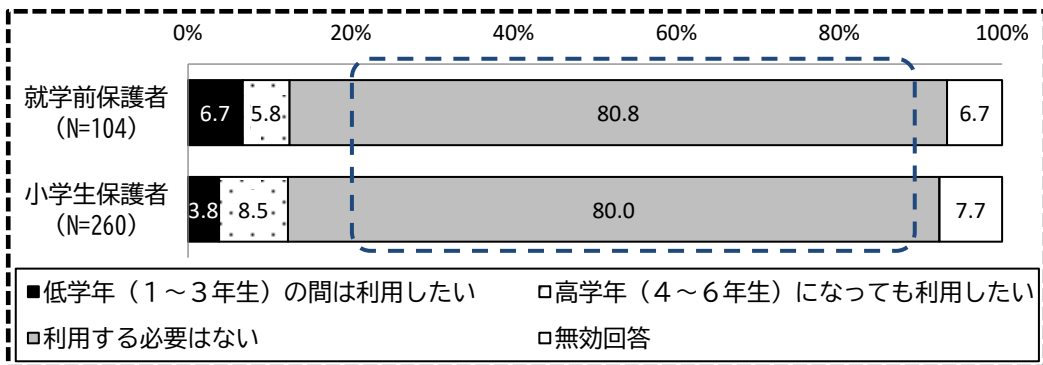
■土曜日の放課後児童クラブの利用希望について (前回 H30 調査)



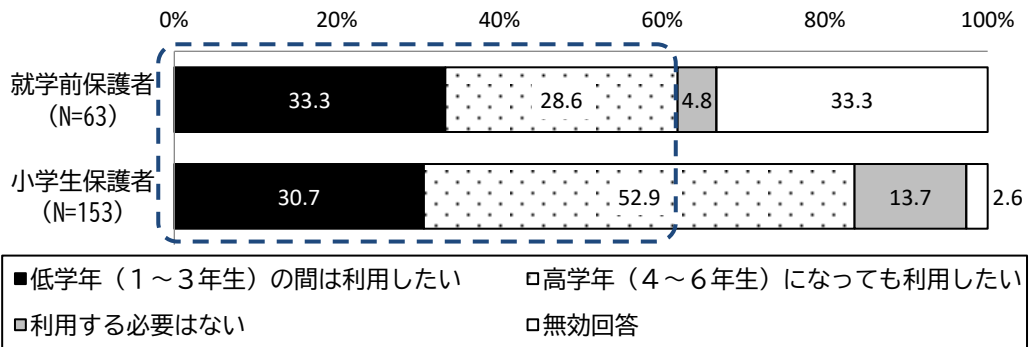
■日曜・祝日の放課後児童クラブの利用希望について（今回 R5 調査）



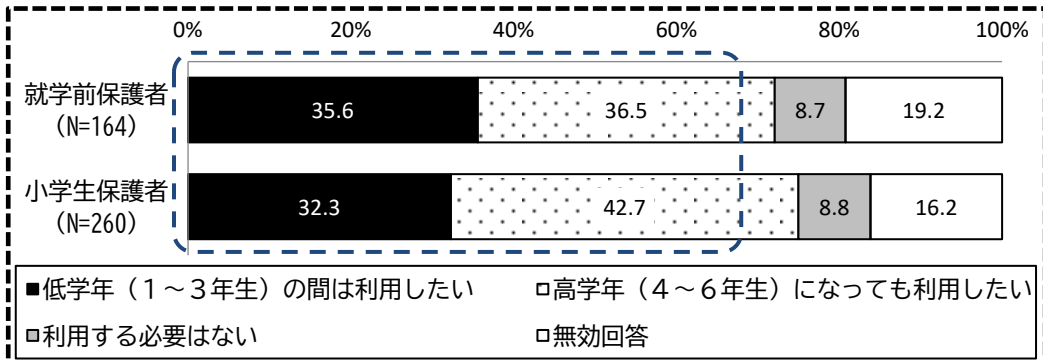
■日曜・祝日の放課後児童クラブの利用希望について（前回 H30 調査）



■長期休暇中の放課後児童クラブの利用希望について（今回 R5 調査）



■長期休暇中の放課後児童クラブの利用希望について（前回 H30 調査）

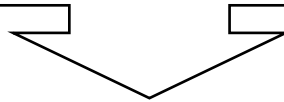


■子育て満足度(子育てのしやすさ)について

① お住いの地域における子育ての環境や支援への満足度について
(就学前:問 28、小学生:問 15)

【調査結果】

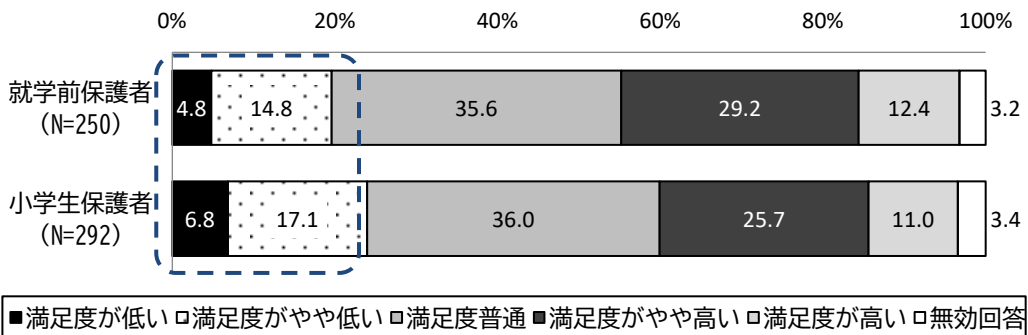
●お住いの地域における子育ての環境や支援への満足度について、就学前保護者では満足度が高い(満足度がやや高い+満足度が高い)の割合が 41.6%(前回 43.7%)、小学生保護者では 36.7%(前回 36.4%)と、大きな変化はみられません。



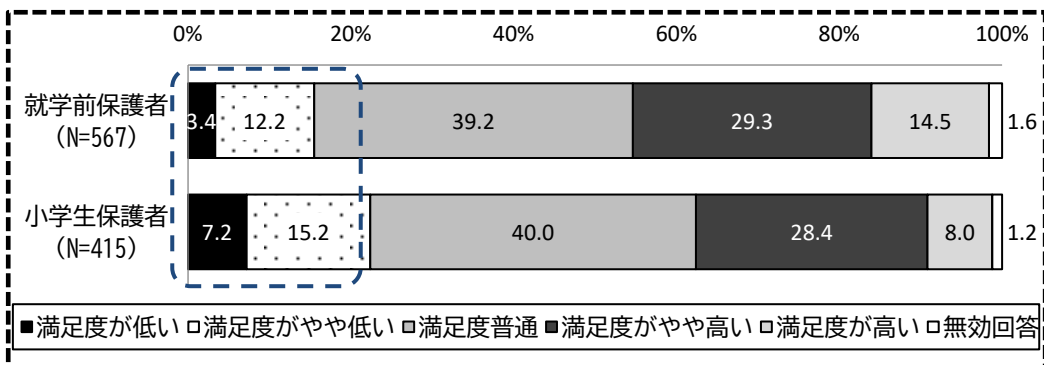
【調査結果からみえる課題】

◎今回 R5 の調査では満足度が低い(満足度がやや低い+満足度が低い)と回答した方が就学前保護者で 19.6%、小学生保護者では 23.9%と約 2 割の方が満足度は低いと回答しています。今後さらに結婚、妊娠、出産、育児それぞれのライフステージに応じて、切れ目のない支援をしていくことが重要と考えられます。

■お住いの地域における子育ての環境や支援への満足度 (今回 R5 調査)



■お住いの地域における子育ての環境や支援への満足度 (前回 H30 調査)



■国東市独自設問について

⑫ 満足度が低い理由は何ですか。(就学前:問 29、小学生:問 16)

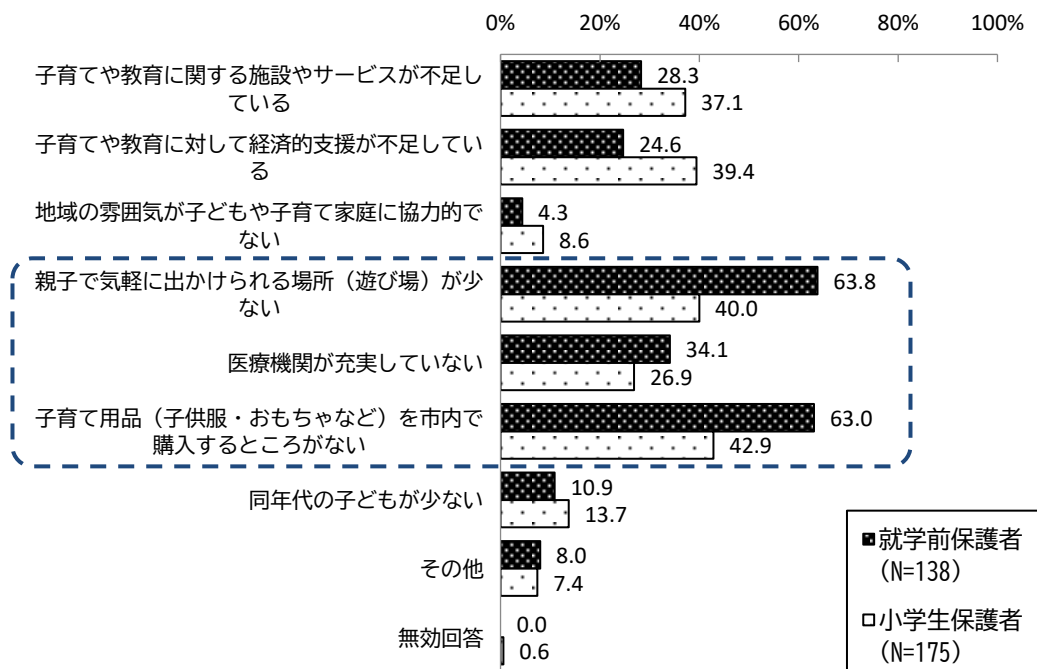
【調査結果】

●満足度が低い理由では、就学前保護者、小学生保護者ともに 4 割以上の方が「親子で気軽に出かけられる場所(遊び場)が少ない」「子育て用品(子供服・おもちゃなど)を市内で購入するところがない」と回答しています。

【調査結果からみえる課題】

◎満足度の低い理由として、「親子で気軽に出かけられる場所(遊び場)が少ない」「医療機関が充実していない」「子育て用品(子ども服・おもちゃなど)を市内で購入するところがない」といった意見の割合が高くなっており、関連施設の整備検討及び、結婚、妊娠、出産、育児それぞれのライフステージに応じて、切れ目のない支援をしていくことが重要と考えられます。

■満足度が低い理由(今回 R5 調査) ※複数回答



⑬ お子さんの人数について、理想と予定(現実)の差をなくすためにどのような課題を解決することが必要ですか。(就学前:問 32-1、小学生:問 19-1)

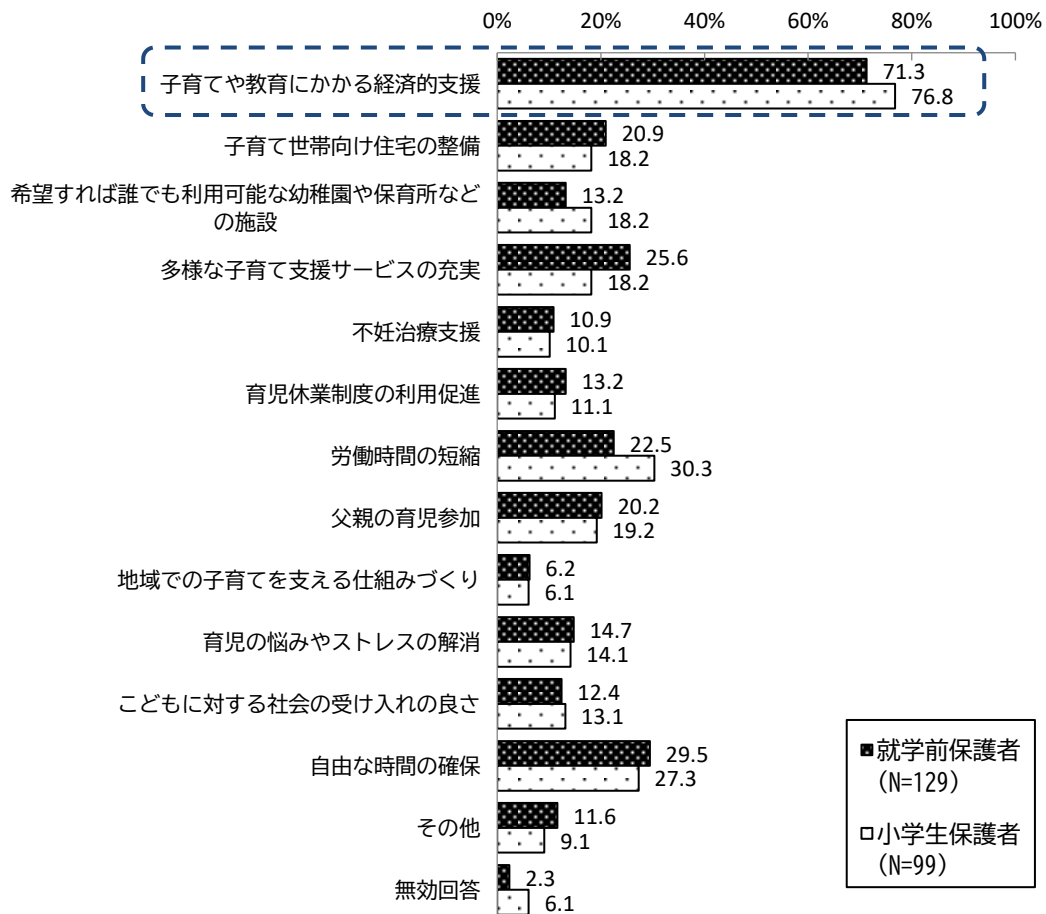
【調査結果】

●お子さんの人数について、理想と予定(現実)の差をなくすためにどのような課題を解決することで何が必要かについて、就学前保護者、小学生保護者ともに「子育てや教育にかかる経済的支援」の割合が最も高く 7 割以上となっています。

【調査結果からみえる課題】

◎理想と予定の差をなくすために解決すべき課題として「子育てや教育にかかる経済的支援」があります。経済的支援策に対する情報提供を図る必要があります。

■満理想と予定(現実)の差をなくすためにどのような課題(今回 R5 調査) ※複数回答



3 本市における子育て支援に関わる課題

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て会議での意見や実態調査の結果及び第2期計画の施策進捗評価に基づき主な課題をあげました。本計画では、これらの課題を解決するための施策を優先的に推進します。

【課題1】 父親の子育てへの参画

本市での実態調査では、子育てを主にしている人は「父母ともに」と回答した方の割合が6割以上となっていますが、「主に母親」とした回答も3割近くと高くなっています。女性の就業率の増加や社会進出が増える中、今後さらに父親の子育て参画が重要になります。

【課題2】 子育ての相談に関する相談窓口の周知

子育てに関わる相談先は子どもの成長とともに変化します。実態調査では、相談先として「祖父母等の親族」「友人や知人」などの身近な人が多くなっており、「自治体の窓口」や「子どもルームなどの公的な子育て支援施設」は少ない状況です。今後、公的な専門機関(子育て世代包括支援センター等)や専門職等の周知を図るとともに、保護者が孤立することのないよう、相談しやすい環境をつくる必要があります。

【課題3】 子育て中の保護者に対する支援策の充実

女性の社会進出による共働き家庭の増加や保護者の就労形態の多様化により、子育て環境は大きく変化しています。病児・病後児保育の利用希望は前回調査と比較して高くなっています。

仕事と育児の両立ができるよう、子育て中の保護者に対する子育て支援策の充実を図るとともに、子育て支援策を周知する必要があります。

【課題4】 放課後児童クラブの充実

実態調査の結果から、平日日中以外でも土曜日や長期休暇中における「放課後児童クラブ」の利用意向は高くなっており、子どもの成長にとっては、学校教育のみならず社会教育や、家庭や地域で過ごす放課後生活の充実に焦点をあてた政策が求められています。

人材の確保と経営安定化及び教育と福祉の連携により、環境整備等による放課後生活の充実を図る必要があります。

【課題5】 子どもの貧困対策

子どもの将来が、その生まれ育った家庭の事情等によって左右されることのないよう、また貧困が世代を超えて連鎖することがなく、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していけるよう、子どもの貧困対策を総合的に推進する必要があります。

【課題6】 外国人子育て家庭への支援体制の構築

多文化な子育て環境を有する外国人子育て家庭が定住化する日本の地域社会や、保育所・幼稚園等で、安心して子育て・子育てができるための自立的支援を行う必要があります。

【課題7】 医療的ケア児への支援体制づくり

医療的ケアを必要とする障がい児が一定数いることから、本市でも医療的ケア児のその実態や支援体制について、医療的ケア児を取り巻く課題解決に向けた協議を行う必要があります。

【課題8】 いじめ・不登校の児童生徒に対する取組について

いじめからすべての子どもを救い、心豊かで安心・安全な社会をつくることは、学校を含めた社会全体の課題です。いじめを見逃さない教育体制や社会のつながり、早期対応・解決に向けた関係機関の連携強化が必要です。

いじめ対策や不登校支援については、学校をとりまく家庭・地域を含む関係団体とチームとして取り組む体制を確立・強化し、組織的に対応することが必要です。

第3章

計画における基本的な考え方

第3章 計画における基本的な考え方

1 計画の基本理念

少子高齢化社会にあつて、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、生き生きと育つことは市民すべての願いです。国東市で育つ子どもたちが、地域の人々の温かいぬくもりにつつまれて、子育てがしやすいと実感できるまちを目指します。

子ども・子育て支援については、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準の教育・保育環境を確保し、一人ひとりの「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

また、父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識を前提とし、家庭・学校・地域・職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、それぞれの役割を果たすとともに、保護者が子育てに不安や負担ではなく喜びや生きがいを感じられるよう、地域や社会全体が子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることが大切です。

本計画においては、第2期計画の方向性を踏襲しながら、基本理念を、『ふるさとに支えられ、安心・元気な子育て・子育てができるまち』と定め、引き続き理念の実現に向けた取組を推進します。

基本理念

『ふるさとに支えられ、安心・元気な子育て・子育てができるまち』

2 大切にしたい視点と基本目標

(1)大切にしたい視点

本計画では、基本理念である『ふるさとに支えられ、安心・元気な子育て・子育てができるまち』を実現するため、次の3つの「大切にしたい視点」を定めます。

【大切にしたい視点】

① 子どもの視点を大切にします。

すべての子どもは、生命と人権が尊重され、幸せに育つことが保障されなければなりません。輝く未来と無限の可能性を持つすべての子どもたちの幸せを第一に考え、子どもたちがのびのびと育つことができる環境づくりに努めます。

② すべての子どもと家庭への支援の視点を大切にします。

子育てと仕事の両立支援のみならず、その他の問題にも目を向けて、すべての子どもとその家庭への支援という視点から、計画を推進していきます。

③ 子どもの成長過程に応じた地域の関わりの視点を大切にします。

出産から子育て、子どもが成人するまでの過程では、それぞれの成長発達段階に応じた適切なサービスや支援が必要です。行政や関係機関はもとより、市民団体や児童育成関連施設などのさまざまな地域の社会資源を十分かつ効果的に活用していきます。

(2)基本目標について

基本理念の実現に向けて、以下の4つの基本目標を定め、施策を推進します。

基本目標1	子どものための教育・保育の充実
--------------	------------------------

【施策目標】

- ① 質の高い就学前の教育・保育の実施
- ② 就学前教育から小学校教育への円滑な接続
- ③ 人権教育の推進

基本目標2**地域における子育て支援****【施策目標】**

- ① 多様なニーズに応じた子育て支援
- ② 放課後児童対策の推進
- ③ 子どもと子育てを支える地域づくりの推進

基本目標3**子どもの健やかな育ちを促す支援****【施策目標】**

- ① 子どもと親の健康支援の充実
- ② 子どもを授かることや子育てを通じた親としての成長を支える学習の場の提供
- ③ 発達段階に応じた食に関する学習機会の充実
- ④ 歯科保健対策の推進
- ⑤ 小児保健医療の充実
- ⑥ 学童期・思春期からの成人期に向けた保健

基本目標4**子どもの健やかな成長に向けた総合的な支援****【施策目標】**

- ① 児童虐待防止
- ② ひとり親家庭への支援
- ③ 障がい児や特別な支援が必要な子どもの施策の充実
- ④ 生活困窮者家庭への支援
- ⑤ 配偶者などからの暴力に対する施策
- ⑥ 不登校・引きこもり児童生徒に対する支援

3 計画の施策体系

基本理念	大切にしたい視点	基本目標	施策目標
『ふるさとに支えられ、安心・元気な子育て・子育てができるまち』	①②③ 子どもの成長過程に応じた地域の関わりを大切にします。子どもの視点を大切にします。	1 子どものための教育・保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ①質の高い就学前の教育・保育の実施 ②就学前教育から小学校教育への円滑な接続 ③人権教育の推進
		2 地域における子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ①多様なニーズに応じた子育て支援 ②放課後児童対策の推進 ③子どもと子育てを支える地域づくりの推進
		3 子どもの健やかな育ちを促す支援	<ul style="list-style-type: none"> ①子どもと親の健康支援の充実 ②子どもを授かることや子育てを通じた親としての成長を支える学習の場の提供 ③発達段階に応じた食に関する学習機会の充実 ④歯科保健対策の推進 ⑤小児保健医療の充実 ⑥学童期・思春期からの成人期に向けた保健
		4 子どもの健やかな成長に向けた総合的な支援	<ul style="list-style-type: none"> ①児童虐待防止 ②ひとり親家庭への支援 ③障がい児や特別な支援が必要な子どもの施策の充実 ④生活困窮者家庭への支援 ⑤配偶者などからの暴力に対する施策 ⑥不登校・引きこもり児童生徒に対する支援

第4章

子ども・子育て支援事業計画に対する 施策の展開

第4章 子ども・子育て支援事業計画に対する施策の展開

基本目標1

子どものための教育・保育の充実

【施策目標】

- ① 質の高い就学前の教育・保育の実施
- ② 就学前教育から小学校教育への円滑な接続
- ③ 人権教育の推進

施策目標① 質の高い就学前の教育・保育の実施

【現状と課題】

就学前の子どもに、発達に応じた質の高い教育・保育が適切に提供できるよう計画的に教育・保育を提供する体制を確保します。

また、幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであるため、子どもの最善の利益を考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育を提供できるよう支援の充実を図ります。

【具体的な取組】

施策(1)就学前教育・保育を提供する体制の確保

設定区域ごとの各年度における教育・保育の量の見込みや利用児童の推移に基づき、認定こども園や幼稚園、保育所での教育・保育を提供する体制を確保します。

施策内容	担当課
① 児童数の減少に伴い、就学前の教育環境について検討が必要な地域があります。各地域において幼児教育の機会を提供する体制の確保について検討していきます。	教育総務課 子育て支援課

施策(2)就学前の教育・保育の質の向上

幼稚園教育要領や保育所保育指針に基づき、教育・保育内容の充実を図ります。また国東市の自然環境や文化を生かした教育・保育に取り組みます。

施策内容	担当課
① 保育士、幼稚園教諭等の研修会の実施 認定こども園、幼稚園、保育所の区分に関わらず、すべての子どもが健やかに成長できるように、保育士、幼稚園教諭等を対象とする研修を開催し、職員の資質向上に努めるとともに、相互の連携を深めます。	学校教育課 子育て支援課
② 地域力を生かした教育・保育の向上 認定こども園、幼稚園、保育所と地域住民との交流事業を通して、子どもに様々な経験と長年培われた文化、伝統を教育・保育に取り入れるよう促します。	子育て支援課
③ 幼児教育アドバイザー等の活用 より良い幼児教育・保育に向けて、大分県幼児教育スーパーバイザーを必要に応じて園に派遣し、園内研修の助言及び支援等を行ったり、県内の好事例や研究成果等の共有を行ったりします。また、園の要請に応じ、教育・保育に関する専門性を有する指導主事を園内研修に派遣します。	学校教育課

施策目標② 就学前の教育から小学校教育への円滑な接続

【現状と課題】

幼児期と学童期の連携を推進して、認定こども園・幼稚園・保育所・小学校がそれぞれの目的・役割を持ちながらも、同じ視点をもって子どもを見つめ、教育・保育を行うことで幼児期の教育・保育の充実と小学校への円滑な接続を図ります。

【具体的な取組】

施策(1)こども園・幼・保・小の連携

施策内容	担当課
① 認定こども園、幼稚園、保育所、小学校と合同の研修会を開催し、保育士、教職員の連携を促進し、子ども一人ひとりの個性を生かせる情報の共有化を図ります。幼・保・小連携協議会（年2回）を開催します。	学校教育課 子育て支援課
② 就学前児童と小学校児童との交流活動（※障がい児についても）を行います。また、障がいのある子どもや特別な支援が必要な子どもについて、保護者の理解を得ながら、関係機関が連携した切れ目のない相談支援体制を構築し、小学校での特別支援教育の充実を図ります。	学校教育課

施策目標③ 人権教育の推進

【現状と課題】

認定こども園、幼稚園、保育所及び小・中学校において、職員の人権意識を高め、子どもに教育・保育活動の中で日常的に差別を生まない人間関係づくりや豊かな人間性を育む教育・保育を推進します。

【具体的な取組】

施策(1)職員の人権意識の向上

施策内容	担当課
① 特定職業従事者としての職員の部落差別をはじめとする人権課題に対する研修を推進し、様々な人権学習会への参加を促します。	人権啓発・部落差別解消推進課 学校教育課 子育て支援課



基本目標2**地域における子育て支援****【施策目標】**

- ① 多様なニーズに応じた子育て支援
- ② 放課後児童対策の推進
- ③ 子どもと子育てを支える地域づくりの推進

施策目標① 多様なニーズに応じた子育て支援**【現状と課題】**

共働き家庭の増加や核家族化、就労形態の多様化に伴い、保護者が求める子育てニーズも多様化しています。子育てと仕事の両立を支援するため、また家庭での子育てを支援するための多様なサービスの充実を図ります。

【経済的支援策】**施策(1)保育に伴う経済的負担の軽減**

施策内容	担当課
① 子育て家庭の経済的負担を軽減するために、市内居住の子どもの保育料・幼稚園使用料の無償化を実施・継続します。	教育総務課 子育て支援課

【具体的な取組】**施策(1)利用者支援事業**

施策内容	担当課
① こども家庭センターでは、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供するため、妊娠、出産、育児に関する相談対応や関係機関の連絡調整等を行い、育児不安の軽減を図ります。 また、保護者のニーズを把握し、子育て支援事業の適切な情報提供を行います。	子育て支援課

施策(2)地域子育て支援拠点事業

施策内容	担当課
① 「子育て親子の交流の場の提供と交流の促進」、「子育て等に関する相談、援助の実施」、「地域の子育て関連情報の提供」、「子育て及び子育て支援に関する講習等の実施」、「地域支援活動の中で、より重点的な支援が必要であると判断される家庭への対応」など、今後は事業の拡大を図るとともに、広く事業を知ってもらうため広報活動の充実を図ります。	子育て支援課
② 地域に密着した地域子育て支援拠点施設として、全地域の親子が遊びを通じて子育ての楽しさが実感できるような活動内容の充実を図ります。 また、子どもと一緒に過ごすことで孤独感や育児ストレスの解消が図られ、親子の心身の健康づくりにつなげていきます。	子育て支援課

施策(3)子育て短期支援事業

施策内容	担当課
① 保護者が疾病や疲労等の身体上もしくは精神上または環境上の理由により、家庭で児童を養育することが一時的に困難になった場合や経済的な理由で緊急一時的に児童や母子等を見守る施設等において養育・保護する事業を実施します。 現在は「光の園子ども家庭支援センター」、「栄光園」、「栄光園乳児院」、「別府平和園」の4施設と契約しています。	子育て支援課

施策(4)ファミリー・サポート・センター事業

施策内容	担当課
① 地域のなかで「育児の援助を受けたい人」と「育児の援助を行いたい人」の双方を会員登録し、子育てを地域で応援していきます。また、ニーズの把握を行い、事業を実施します。	子育て支援課

施策(5)一時預かり事業

施策内容	担当課
① 保護者の災害、事故、傷病、入院等その他社会的にやむを得ない理由により、家庭における保育が一時的に困難となる児童を受け入れています。 また、冠婚葬祭や保護者のリフレッシュなど一時的な保育ニーズでの利用も行っています。また認定こども園の1号認定の一時預かり事業を実施します。	子育て支援課

施策(6)延長保育事業

施策内容	担当課
① 保護者の就労形態の多様化、長時間勤務等に伴う保育時間の延長に対する需要に対応するため、市内のこども園、保育所で通常の保育時間を超えての保育を実施・継続します。	子育て支援課

施策(7)病児・病後児保育事業

施策内容	担当課
① 保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合があります。こうした保育需要に対応するため、病院、保育所等において病気の児童を一時的に保育するほか、病児保育利用中に体調不良となった児童への緊急対応等を行うことで、安心して子育てと仕事の両立が図られるように努めます。	子育て支援課

施策(8)休日保育事業

施策内容	担当課
① 就労形態の多様化に伴い、日曜・祝日などに保護者の就労等で保育が必要な児童に対し保育を行うことで、保護者の就労支援と子どもが健やかに成長することができる地域の実現を図ります。	子育て支援課

施策目標② 放課後児童対策の推進

【現状と課題】

放課後児童対策においては、全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる場所の拡充が喫緊の課題です。

このことを踏まえ、こども家庭庁と文部科学省では、放課後児童対策の一層の強化を図るため、令和5～6年度に予算・運用等の両面から集中的に取り組むべき対策として、令和5年12月に「放課後児童対策パッケージ」をとりまとめ、さらに、令和6年12月に令和6～7年度に集中的に取り組むべき対策として「放課後児童対策パッケージ2025」をとりまとめ、取組を進めています。

なお、令和5年度末をもって「新・放課後子ども総合プラン」は終了しましたが、放課後児童対策パッケージの推進にあたっては、継続的かつ計画的な取り組みを推進する観点から、引き続き市の教育部門と児童福祉部門が連携して取り組んでいきます。

【具体的な取り組み】

施策(1)放課後児童クラブ

施策内容	担当課
① すべての小学校で、学校の余裕教室等を活用しながら放課後児童クラブ（放課後健全育成事業）を実施しています。 令和7年4月に国東小、小原小、旭日小の3校が統合されますが、放課後児童クラブは当面の間、旧小学校区内で実施する予定です。	子育て支援課

施策(2)一体型の放課後児童クラブ及び放課後チャレンジ教室(放課後学びの教室・放課後子ども教室)

施策内容	担当課
① 放課後チャレンジ教室(放課後学びの教室・放課後子ども教室)に関して、全ての小学校・義務教育学校(全6校)で放課後児童クラブと一体型で開催しています。	社会教育課 子育て支援課

施策(3)放課後チャレンジ教室(放課後学びの教室・放課後子ども教室)

施策内容	担当課
① 地域住民や教職員を中心としたアドバイザーの協力を得て、市内の全小学校で実施しており、一部の小学校では土曜日にも学びの教室を実施しています。今後も事業の趣旨を明確にし、教育効果を高めていくよう内容の充実を図ります。	社会教育課

施策(4)放課後児童クラブ及び放課後チャレンジ教室(放課後学びの教室・放課後子ども教室)の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

施策内容	担当課
① 放課後児童クラブを運営している社会福祉法人・NPO法人等と協育ネットワークコーディネーターが週ごとのプログラムを確認して情報共有を図るとともに、可能な限り両事業の児童が交流できる取り組みを実施していきます。	社会教育課 子育て支援課

施策(5)地域の実情に応じた放課後児童クラブの運営

施策内容	担当課
① 放課後児童クラブ支援員の確保に努めます。また、地域の実情に応じた運営状況(実施場所・開所時間等)となるように努めます。	子育て支援課

施策目標③ 子どもと子育てを支える地域づくりの推進

【現状と課題】

男女がともに子育てしながら働きやすい環境をつくるために、地域で活動している子育て支援団体等と連携を図る事や、登下校時における子どもの安全を確保すること、地域において子どもや親子が安心して遊べる場所を確保することも大切です。子どもが心身ともに健全に育つために、地域と行政の連携を図ります。

【具体的な取組】

施策(1)地域住民との連携による子どもや家庭への支援

施策内容	担当課
<p>①子育てボランティアの募集</p> <p>子育てイベントや子育て支援施設（放課後児童クラブ、子育て支援センター、児童館、保育所等）において活動していただける子育てボランティアを募集します。</p> <p>また、子育てボランティアの活動に必要な知識を提供する講習会及び子育てボランティア相互の交流と情報交換のための交流会を開催するとともに、これらの取組を通じて、地域で子育てを援助する仕組みの構築を目指します。</p>	子育て支援課
<p>②地域の子育てネットワークの形式</p> <p>行政及び地域の団体と共同し、子育てイベントの実施及び子育て力のある地域づくりを目指します。</p>	子育て支援課
<p>③地域の団体等との連携</p> <p>市内には、子ども会やスポーツ少年団など、市の行政組織ではありませんが、子どもたちの健全な心身の成長にとって欠かせない部分を担っていただいている民間の各種団体や地域があります。行政のみでは賅えない部分や、連携しながら取り組んだ方がより一層効果的な施策について庁内関係各部署間の協議を行うとともに、各種団体等との連携に努めます。</p>	社会教育課 子育て支援課

施策(2)子どもが安心して暮らせる地域づくりの推進

施策内容	担当課
<p>①交通安全教育の推進</p> <p>警察や交通安全協会と連携し、幼児をはじめ、誰もが交通マナーを習得し、安全に生活できるよう、保育所、幼稚園、小・中学校において交通安全に関する教室の開催や啓発を充実します。</p>	危機管理室
<p>②地域ぐるみの防犯活動の推進</p> <p>事件・事故・災害等の防止を図り、安全で住みよいまちを目指し、交通安全の指導や防犯対策のための青色防犯パトロール等を実施します。</p>	危機管理室
<p>③防犯灯の整備</p> <p>夜間における通行の安全と防犯のため、各行政区からの要望により、防犯灯を設置します。</p>	危機管理室
<p>④小・中学校における防犯対策の推進</p> <p>危機管理の充実と徹底に向けた「緊急対応マニュアル」の作成及び検証、通学路の点検や安全マップの充実・改善、さらに防犯用具の配置及び防犯ブザーの配布等を行い、防犯対策の充実に努めます。</p> <p>また、スクール・ガード等の地域の協力を得ながら、地域と連携した登下校の見守りを行います。</p>	学校教育課
<p>⑤青少年の非行防止</p> <p>青少年非行を防止するために、各関係機関・団体・家庭と連携を図りながら協力し総合的な非行防止対策を推進します。</p>	学校教育課
<p>⑥子どもを取り巻く有害環境対策の推進</p> <p>子どもの心の成長に有害な影響を及ぼす書籍や映像について、年齢制限の遵守を関係者に働きかけていきます。</p> <p>また、近年特に問題となっているインターネット上の情報や携帯端末を通じた情報についても、家庭への情報提供を強化しながら有害環境の浄化を推進していきます。</p>	学校教育課
<p>⑦こどもまんなか公園づくりの推進</p> <p>こどもの遊び場の確保や、親同士・地域住民の交流機会の創出に資する都市公園の整備を推進します。国東市都市計画マスタープランの中で国東市の観光レクリエーション拠点の一つでもある黒津崎自然公園内での整備を予定しています。</p> <p>こどもまんなか公園は、こどもや子育て世代からの要望を反映させ、大型遊具や幼児用及びインクルーシブ施設等の設置を検討します。こどもの運動機能や社会性、創造力、知的発達などをはぐくむため、様々な遊具を置くことで、国東市に住むすべてのこどもたちが楽しく安全に遊び、心身ともに健やかに成長することを推進します。</p> <p>また、一緒に公園を訪れる保護者や地域の皆さんの交流の場となるよう努めます。</p>	まちづくり推進課

施策(3)仕事と子育ての両立支援

ワーク・ライフ・バランスとは「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指します。

本市においても、仕事と生活を共存させながら、持っている能力をフルに発揮し、それぞれが望む人生を生きることを目指します。

施策内容	担当課
① 社会全般に向けた啓発活動の推進 労働者、事業主、地域住民に対して、雇用環境の整備や親が子どもの病気等に対して気軽に休みがとれるようなワーク・ライフ・バランス等についての広報や啓発を行い、事業主や労働者を含めた市民の意識の醸成を図ります。	人権啓発・部落差別解消推進課
② 職場における男女共同参画の推進 人権擁護委員と連携して企業訪問を毎年実施し、男女雇用機会均等法・男女共同参画社会基本法やワーク・ライフ・バランスの啓発を行います。	人権啓発・部落差別解消推進課
③家庭における男女共同参画の推進 市民に向けた男女共同参画講演会を開催するとともに、各種女性団体と連携し、男女共同参画社会やワーク・ライフ・バランスの実現、DV防止、食育等についての研修会を実施して意識啓発を行います。 また、「男女共同参画週間」（6月下旬）中に街頭啓発キャンペーンを実施します。	人権啓発・部落差別解消推進課



基本目標3**子どもの健やかな育ちを促す支援****【施策目標】**

- ①子どもと親の健康支援の充実
- ②子どもを授かることや子育てを通じた親としての成長を支える学習の場の提供
- ③発達段階に応じた食に関する学習機会の充実
- ④歯科保健対策の推進
- ⑤小児保健医療の充実
- ⑥学童期・思春期からの成人期に向けた保健

施策目標① 子どもと親の健康支援の充実**【現状と課題】**

母子保健事業は妊娠成立時から始まり、妊産婦・乳幼児へと切れ目なく実施できるよう努めます。具体的には、子どもの身体面・精神面で成長・発達の確認を行い、親の不安や困りを気軽に相談でき、専門家による適切な支援を受けることで、子どもの健康を守ります。

また、疾病・障がい気になる児童の早期の気づき・早期ケア・早期治療の目的と同時に、育児不安や虐待予防など母親への育児支援の場としても重要な事業として、乳幼児健診や各種教室を充実していきます。充実させるにあたっては、育児不安の解消の場として、受診者が受けやすい体制づくりと周知方法の徹底、人材の確保等に努めます。

【具体的な取組】**施策(1)母子健康手帳・父子手帳交付**

施策内容	担当課
① 交付時に保健師が面談を行い、母子健康手帳の内容、使い方の説明や身体面・精神面への相談・支援を実施しています。今後も面接相談の充実を図り、妊婦の身体面・精神面の健康維持への支援に努めます。	子育て支援課
② 男性の育児参加を促すことを目的に、育児のノウハウなどについて記載された父子手帳を母子健康手帳交付時にあわせて交付し、活用することを勧めています。 令和3年度より国東市子育て世代包括支援センター（旧医療保健課内）に助産師を配置し、プレママ・プレパパ教室を実施していましたが、令和6年4月からは本庁舎内に子育て支援課（こども家庭センター）を設置し事業を継続しています。	子育て支援課

施策(2)妊婦一般健康診査

施策内容	担当課
① 体にいろいろな変化が起こりやすい妊娠中に、母体と赤ちゃんの健康を確認するための妊婦一般健康診査について、費用の助成を行い、受診勧奨に努めます。 令和3年度より産婦健診費用の助成を実施し、産後うつや新生児虐待等への支援の強化つながっています。	子育て支援課

施策(3)妊産婦訪問

施策内容	担当課
① 妊産婦からの個別相談があった場合や医療機関から連絡があった場合等、随時実施します。 令和4年度より産後ケア事業を実施し、出産後の母親の心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保につながっています。	子育て支援課

施策(4)乳幼児健康診査

施策内容	担当課
① 子どもの病気を早期に発見することだけでなく、心身の発達が順調であるかどうかを確認するために行います。 また、保護者の心配事や不安等に対する相談も行き健診対象者の全数把握に努めます。	子育て支援課

施策(5)健診後のフォローアップ

施策内容	担当課
① 健診等でフォローアップが必要な対象者に対し、疾病・障がいの早期発見・早期治療を目的として各専門職による相談を行います。育児の困りや不安が継続的に相談できるよう、受診者が受けやすい体制づくりと人材の確保等に努めます。	子育て支援課
② 健診後のフォローアップを目的に、幼稚園・こども園・保育所・子育て支援センター等との連携に努めます。	子育て支援課

施策(6)乳幼児訪問

施策内容	担当課
① 出産後の訪問と合わせて出生児全戸訪問（こんにちは赤ちゃん訪問事業）を実施します。また、個別の相談等から支援が必要な乳幼児に対しても訪問を実施します。	子育て支援課

施策(7)乳幼児相談等

施策内容	担当課
① 子どもの発育・発達の確認や子育ての不安や悩みを母親同士で話し、親子が遊びながら交流でき、学びあえる場（にこにこ広場）づくりに努めます。	子育て支援課
② 随時、保健師等の専門職による個別相談を行います。	子育て支援課

施策(8)子育て世代包括支援センターの設置 ※令和6年4月からは子ども家庭センターに移行

施策内容	担当課
① 妊娠・出産・育児における切れ目のない支援を行うための総合相談窓口を設置します。 今後もこども家庭センターとして、妊娠・出産・育児における切れ目のない支援を実施します。	子育て支援課
② 随時、保健師等の専門職による個別相談を行います。	子育て支援課



施策目標②子どもを授かることや子育てを通じた親としての成長を支える 学習の場の提供

【現状と課題】

食事、運動、休養、歯みがき習慣、心の健康などの学習の場を提供し、健康的な生活習慣確立について、また、親として子育ての悩み・育児の考え方を学習できる機会の提供を行います。

【具体的な取組】

施策(1)不妊に関する知識の普及や相談の場の確保

施策内容	担当課
① 婚姻届け時や成人式などで資料配布を行うとともに、高校での保健講話等を通じて、不妊に関する正しい知識の普及・啓発を図ります。	子育て支援課
② 不妊に関する相談を随時受け付け、特定不妊治療費等に係る費用の一部を県と合同で助成します。さらに、国・県の補助がない不妊治療も一部助成しています。	子育て支援課

施策(2)プレママ・プレパパ教室

施策内容	担当課
① 助産師と一緒に、妊娠中のプレママ・プレパパ同士が交流しながら、出産の準備や赤ちゃんのお世話などについて楽しく学べる教室を開催しています。	子育て支援課

施策(3)離乳食教室

施策内容	担当課
① 離乳食の初期から完了期、そして幼児期への移行を実際の調理などを体験しながら学習します。離乳食を通して、自分・家族の食事についても関心を持つきっかけになります。	子育て支援課

施策(4)家庭教育の支援

施策内容	担当課
① 家庭教育を応援するために、様々な情報を提供します。	子育て支援課

施策目標③ 発達段階に応じた食に関する学習機会の充実

【現状と課題】

食生活の変化に伴って生活習慣病の低年齢化が懸念される中、乳幼児から小中学校への発達段階に応じた食の学習及び親と子の食生活の改善を促します。また、そのための人材の育成及び活動を推進します。

また 2005(平成 17)年6月に成立しました「食育基本法」や「食事バランスガイド」等の食生活上の指針を参考に、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めるとともに、保育所の調理室等を活用した食事づくり等の体験活動や子ども参加型の取り組みを進める必要があります。また、低出生体重児の増加等を踏まえ、妊産婦等を対象とした食に関する学習の機会や情報提供を行い、「食育」の推進を図ります。

※食育基本法：内閣府ホームページ (<http://www.cao.go.jp/>) でご覧いただけます。

【具体的な取組】

施策(1)食事の楽しさ・大切さの普及・啓発活動の充実

施策内容	担当課
① 乳幼児健診や育児相談において、管理栄養士等を配置し規則正しい食生活や栄養バランスの大切さ等を学ぶ機会を充実させ、正しい食習慣の定着を図ります。	子育て支援課
② 保育所生活を通して、幼児期から食に対して正しい知識を身につけることができる場を提供するほか、保護者へ向けでも食育の大切さを啓発していきます。また、地域子育て支援拠点施設等において、地域の乳幼児をもつ親子を対象に親子クッキング等を実施します。	子育て支援課
③ 保育所では、食物アレルギーの児童に対する除去食・代替食を実施し、指導・助言を行うとともに情報提供に努めます。	子育て支援課
④ 小学校では、食事の大切さや楽しさを学ぶとともに、食に対する意識の向上を目指します。栄養士(栄養教諭)は、組織内での研修や研究を積み児童生徒及び、家庭への食育活動に務めています。	子育て支援課
⑤ 「国東市健康づくり計画(第2次)」の「第4章 食育による健康づくりの推進」における事業を各課と連携しながら充実します。	子育て支援課

施策目標④ 歯科保健対策の推進

【現状と課題】

本市においては乳幼児のむし歯保有率が高いことから、乳幼児健康診査等の機会や学校保健を通じて歯の大切さを伝えるとともに、歯磨き指導の実施や毎日の歯磨きの重要性を啓発し、食後に歯を磨く習慣を徹底して指導します。

また、同時に保護者への歯科健診や歯磨き指導を実施し、成人の歯科保健対策を充実します。

【具体的な取組】

施策(2)歯科保健指導の充実

施策内容	担当課
① 歯の健康づくり（噛むことの効用、食生活と歯の健康、フッ素などのむし歯予防対策など）について学習する機会の提供・情報発信に努めます。 また、歯間ブラシ等の普及運動に取り組み、母子健康手帳交付時に「妊婦歯科健診受診票」を交付し、妊娠期からの歯の健康に関する啓発を行います。	子育て支援課

施策(2)歯科保健指導の充実

施策内容	担当課
① 乳幼児期からのライフステージに応じた歯科保健指導を行い、歯科健診の受診をすすめ、むし歯や歯周病の早期発見・早期治療を推進します。	子育て支援課
② 規則正しい生活をもとに、口腔ケアについて、保健指導を行います。	子育て支援課

施策(3)フッ化物洗口やフッ素塗布事業の実施

施策内容	担当課
① 虫歯予防の対策としてのフッ素の効果についての検討や羞恥、フッ化物選考やフッ素塗布事業に取り組みます。	子育て支援課 市民健康課

施策(4)関係機関との連携

施策内容	担当課
① むし歯や歯周病予防のため、国東市歯科医師会・学校保健等との連携を図ります。	子育て支援課 市民健康課

施策目標⑤ 小児保健医療の充実

【現状と課題】

小児医療は安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境の基盤となることから、小児・産婦人科医の確保及び関係機関との連携を行います。

また、疾病の早期発見、予防活動を行うとともに、保護者に対して家庭看護の知識や適正な受診方法の知識の普及に努め、子どもの健やかな成長を支援します。

【具体的な取組】

施策(1)定期予防接種の実施

施策内容	担当課
① 定期予防接種である、五種混合、麻しん風しん（MR）、日本脳炎、結核（BCG）、小児肺炎球菌感染症、水痘予防接種を個別接種で実施します。予防接種の必要性について理解を深めてもらうよう啓発に努め、接種率 95%以上を目指します。	市民健康課

施策(2)子ども医療費助成制度

施策内容	担当課
① 高校生以下の通院と入院に係る医療費(保険適用分)の自己負担分を助成します。 また、入院時食事療養費についても自己負担はなく、保険適用部分については、完全無償化となっています。	子育て支援課

施策(3)任意予防接種費用の助成

施策内容	担当課
① 乳幼児任意ワクチン予防接種費用助成制度 乳幼児に対する重症化予防を目的に、各種任意予防接種費用の助成を行います。	市民健康課
② 乳幼児等季節性インフルエンザ予防接種費用助成制度 乳幼児等（出生から義務教育を終了するまでの者）に対する季節性インフルエンザ予防接種費用の一部を助成します。	市民健康課
③ 風しん抗体検査及び予防接種費用助成制度 先天性風しん症候群を予防するため、風疹（MR 含む）の定期予防接種対象者でない方が受ける風しん抗体検査及び風しん予防接種費用の一部を助成します。	市民健康課

施策(4)産婦人科・小児医療の充実と医療機関適正受診のすすめ

施策内容	担当課
① 小児医療は安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境の基盤となることから、小児・産婦人科医等の確保に向け関係機関に働きかけていきます。育児等保健指導事業(ペリネイタルビジット)を実施し、産科、小児科、行政が妊娠中から継続して関わることで、育児に対する不安の軽減を図っています。 また、ハイリスクなケースに対しては、早期からの育児支援を行い、家庭看護の知識や適正な受診方法の知識を普及させます。	子育て支援課

施策目標⑥ 学童期・思春期からの成人期に向けた保健

【現状と課題】

児童生徒自らが、心身の健康に関心を持ち、より良い将来を生きるため、健康の維持・向上に取り組めるよう、関係機関との連携による健康教育の推進と次世代の健康を支える地域づくりを行います。

また体験や学習を通して、人を思いやり、生命の神秘さに気づき、将来大人(親)になる自分を大切にしようと思う気持ちを育みます。

【具体的な取組】

施策(1)思春期体験学習

施策内容	担当課
① 小・中・高校生を対象に、性(生)教育・メンタルヘルス・性感染症やアルコール・たばこ、薬物等に関する講演を実施します。	子育て支援課

施策(2)心の相談体制の充実

施策内容	担当課
① 各中学校に配置されているスクールカウンセラーの効果的な活用と国東市教育支援センター「フレンドリーひろば」や専門機関との連携を進めます。 また、各学校に相談室を設置し、相談しやすい環境づくりに努めます。	学校教育課

施策(3)心の相談への対応の充実

施策内容	担当課
① 心の相談全般に対し、各関係機関と連携を図りながら、支援や問題解決に取り組んでいきます。また、各関係機関と情報共有をしていき、対応の充実に努めます。	学校教育課 子育て支援課

基本目標4**子どもの健やかな成長に向けた総合的な支援****【施策目標】**

- ①児童虐待防止
- ②ひとり親家庭への支援
- ③障がい児や特別な支援が必要な子どもの施策の充実
- ④生活困窮者家庭への支援
- ⑤配偶者などからの暴力に対する施策
- ⑥不登校・引きこもり児童生徒に対する支援

施策目標① 児童虐待防止**【現状と課題】**

児童虐待は、児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における次世代の育成にも懸念を及ぼすことから、児童虐待の予防及び早期発見、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援が重要となります。

また、子どものしつけに際して保護者が体罰を加えることのないよう、子育てには体罰が不要であることの啓発や、子育てに悩む保護者の支援体制の充実に努めます。

【具体的な取組】**施策(1)児童虐待防止ネットワークの充実**

施策内容	担当課
① 虐待等の情報の共有 要保護児童対策地域協議会を中心として、関係機関と連携をしながら、迅速かつ適切な対応ができるよう家庭児童相談員を2名配置し、早期発見・早期対応、保護者への指導及び支援等、きめ細やかな体制の充実に努めます。	子育て支援課
② 認定こども園・保育所・幼稚園、小・中・高等学校との連携 児童虐待については、園や学校との連携が不可欠であることから、定期的に情報交換を行い、虐待の予防や再発防止を図り、必要な支援を行います。	子育て支援課
③ 保健指導や健診による虐待予防・早期発見の取組み 母子健康手帳交付時や健診、家庭訪問でリスクの高いケースを把握し、随時対応していきます。産科・小児科等の医療機関との連携により、虐待の予防や早期発見のための体制を整備します。	子育て支援課

施策(2)児童虐待に関する相談活動の充実

施策内容	担当課
<p>① 保健師、家庭児童相談員等の研修会</p> <p>児童虐待の早期発見と支援を充実するためには、実務者会議の参加職員の研修が必要であるため、児童相談所主催の研修会や市関係職員の学習会を実施して、虐待に関するスキルアップを図ります。</p> <p>また、児童養護施設等で生活する児童・生徒の育ちの様子についても情報を得るよう努めます。</p>	子育て支援課
<p>② 個別ケースの支援の充実</p> <p>被虐待児童等の保護が必要な子どもに対して、適切な支援を行うため、保健師や家庭児童相談員や学校等の関係者による支援会議を行います。</p> <p>また、保護者から出産・養育全般の相談を受け、対応することで子育ての不安を軽減し、虐待の予防に努めます。</p>	子育て支援課
<p>③ 主任児童委員及び民生・児童委員との連携強化</p> <p>主任児童委員が実施しているハッピーメール運動や、民生委員・児童委員や主任児童委員の家庭訪問等による相談援助活動の推進に努めるとともに、児童虐待の早期発見・早期対応に向け、関係機関との連携強化に努めます。</p>	子育て支援課



施策目標② ひとり親家庭への支援

【現状と課題】

母子・父子家庭といったひとり親家庭においても、子どもが健やかに成長していける環境、安心して子育てできる環境となるよう母子・父子自立支援員を配置して支援体制を整え、希望者が適切なサービスを受けることができるよう努めます。

【具体的な取組】

施策(1)相談体制の充実

施策内容	担当課
① 母子・父子自立支援員が生活の安定や就業の相談などに応じます。また、自立に向けた制度等の情報提供を行います。	子育て支援課

施策(2)経済的支援

施策内容	担当課
① 児童扶養手当の助成 生活の安定と自立を促進する児童扶養手当を給付します。	子育て支援課
② ひとり親医療の助成 ひとり親と18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある児童の医療費の自己負担の一部助成を行います。	子育て支援課
③ 母子・父子家庭自立支援給付金事業による就業支援 キャリアアップ及び就職に有利な資格取得を希望するひとり親家庭の母または父に対して、自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金を給付し、就業支援を行います。	子育て支援課

施策(3)自立に向けた情報提供

施策内容	担当課
①市報等を活用した情報の発信 ホームページや市報を利用して母子・父子自立支援員の配置や各種助成制度の情報を発信します。 また、国東市母子寡婦福祉会にも、生活や就業支援などの情報を提供していきます。	子育て支援課

施策目標③ 障がい児や特別な支援が必要な子どもの施策の充実

【現状と課題】

ノーマライゼーションの理念の基づき、障がいのある子どもと親、それを支援している人々等が共に社会の一員として、住み慣れた地域で安心して快適な生活を送ることができる社会づくりを目指します。障がいのある子どもと触れ合い、深くつきあう機会を増やし、障がいに対する正しい知識と理解を深める啓発を行うことが必要です。

また、国際化の進展に伴って外国につながる子どもが増加することをふまえ、円滑な教育・保育等ができるように必要な支援を行うことも必要です。

【具体的な取組】

施策(1)療育を必要とする子どもへの支援及び保護者への支援

施策内容	担当課
① 障がい児の健全な発達を支援し、適切な療育方法や医療、福祉、教育の連携による情報提供を行い、多様なサービスを総合的に提供するために、相談支援体制を充実していきます。 また、子育て支援施設を発達障がい児（者）支援専門員が巡回訪問し、保育士等に、発達や成長が気になる子どもの対応について助言をするとともに、必要に応じて関係者と連携して保護者に対して療育制度の利用を勧めていきます。	福祉課

施策(2)保育所・幼稚園における障がい児の受け入れの推進

施策内容	担当課
① 障がい児保育は、障がい児にとって集団生活や生活習慣等の面で大きな効果が期待されるため、保育所・幼稚園の受け入れ体制を充実するとともに、保育士・幼稚園教諭の研修を通じて障がい児への理解を深め、療育関係機関等と連絡を密にしながら推進していきます。	学校教育課 子育て支援課

施策(3)療育・就学相談の充実

施策内容	担当課
① 在宅の障がい児のニーズに対応した様々な助言・指導を行うことによって、在宅の障がい児及びその家族の福祉の向上を図ります。また、就学前には、関係職員と連携を密にしながら相談活動を充実していきます。	学校教育課 子育て支援課

施策(4)特別支援教育体制の確立

施策内容	担当課
① 学習障がい(LD)、注意欠陥・多動性障がい(ADHD)、高機能自閉症等の発達障がいを含めた障がいにより、特別な教育的支援を必要とする児童生徒一人ひとりのニーズを把握し、適切な教育支援を行う体制の確立に努めます。 また特別な教育的支援を必要とする児童生徒のいる学校へ支援員を配置し、生活や学習の個別支援を行う、特別支援教育支援員配置事業を推進します。	学校教育課

施策(5)在宅福祉サービスの充実

施策内容	担当課
① 障がい児の健全育成と家族の介護負担の軽減を図るため、障害者総合支援法に基づく、ホームヘルプサービスやショートステイによる在宅福祉サービスの充実や、障がい児の放課後や長期休暇中の活動の場の確保に努めます。	福祉課

施策(6)経済的支援

施策内容	担当課
① 障がい児の福祉の増進を図るため、障害児福祉手当等の各種手当の支給や、日常生活用具や補装具の助成等の支援を行っていきます。具体的には、特別支援教育就学奨励費補助金による、特別支援学級に就学する児童又は生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、特別支援学級への就学のため必要な援助を行います。 また、育成医療費給付において、身体障がい児(18歳未満)の更生、障がい除去あるいは軽減を目的とした医療費の一部を給付します。	福祉課

施策(7)外国につながる子どもへの支援・配慮

施策内容	担当課
① 外国につながる子どもに関わる教育指導を充実するため、日本語指導が必要な場合は、県に日本語指導アドバイザー派遣を申請し、学校で補充学習を行います。	学校教育課

施策(8)医療的ケア児対策の推進

施策内容	担当課
① 医療的ケアが必要な子どもが、地域で安心して暮らしていけるように、各機関がよく連携しながら、それぞれの役割を果たしていくように努めます。また、医療的ケア児等コーディネーター養成研修への参加を勧め、体制づくりに努めます。	福祉課

施策目標④ 生活困窮者家庭への支援

【現状と課題】

令和4年国民生活基礎調査(厚生労働省)によると、全国の子どもの貧困率は令和3年で 11.5%、9人に1人が貧困状態であるという深刻な状況となっています。とりわけ、ひとり親家庭の子どもの貧困率については 44.5%に達し、約 2 人に 1 人が貧困状態であり、国際的に見ても日本の子どもの貧困率は非常に高く、大きな社会問題となっています。また、家庭の貧困状況が、世代を超えて連鎖してしまう傾向があることから、子どもの貧困対策について総合的に取り組むことが喫緊の課題となっています。

このような中、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図り、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とし、国及び地方公共団体の責務、子どもの貧困対策を総合的に推進するために講ずべき施策の基本となる事項その他事項を定めた「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が、平成 25 年 6 月に成立し、平成 26 年1月 17 日に施行されました。

また、令和元年には子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第 41 号)が成立し、子どもの現在の状況をきめ細かに把握し、支援するという方向性を打ち出し、子どもの貧困対策の強化を目指しています。

これを受けて、子どもを含めた経済的・日常生活・社会生活自立に向けた相談・情報提供を進めます。

【具体的な取組】

施策(1)生活に困窮する子どもへの支援及び保護者への支援

個人情報保護に配慮しながら、各種手当等(児童手当、児童扶養手当、各種年金等)の案内や経済的・日常生活・社会生活自立に向けた相談・情報提供を進めます。

施策内容	担当課
① 児童扶養手当の助成 離婚・死亡・遺棄などの理由で両親と生計を同じくしていない母子・父子世帯等の生活の安定と自立を促進します。	子育て支援課
② ひとり親家庭医療費の助成 18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある児童を監護しているひとり親家庭の親とその児童及び父母のない児童を対象に、医療費の自己負担分を助成します。	子育て支援課
③ 要保護及び準要保護児童生徒援助費 経済的理由によって、就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して必要な援助を行います。	教育総務課
④ 子どもの貧困対策について、庁内外の関係機関と協議・連携し、取組みを検討していきます。	子育て支援課 福祉課

施策目標⑤ 配偶者などからの暴力に対する施策

【現状と課題】

配偶者からの暴力は、外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者(配偶者からの暴力が行われた場合における当該配偶者又は配偶者であった者をいう。以下同じ。)に罪の意識が薄いという傾向にある。このため、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。

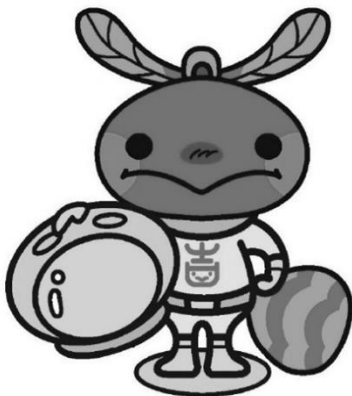
【具体的な取組】

施策(1)相談体制の充実

施策内容	担当課
① 配偶者などの暴力から守られる、相談しやすい窓口の整備に努めるとともに、関係機関と連携して早期発見、早期対応に努めます。また、「女性に対する暴力をなくす運動」(11月12日～25日)キャンペーンでの啓発や情報提供に努めます。	人権啓発・部落差別解消推進課 福祉課 子育て支援課

施策(2)緊急一時保護の実施及び自立への支援

施策内容	担当課
① 配偶者などからの暴力により、緊急一時的に保護を必要とする場合に、一時保護を行います。また、相談面接等において、自立を支援します。	福祉課 子育て支援課



施策目標⑥ 不登校・引きこもり児童生徒に対する支援

【現状と課題】

不登校については、特定の子どもに特定の問題があることによって起こることではなく、どの子どもにも起こりうることとしてとらえることが必要です。不登校対策は、ともすれば不登校になった子どもへの対応が中心となりがちですが、不登校に対する早期発見・早期対応の取組とともに、不登校の未然防止、不登校にならないための対策を講じていくことが必要です。ただし、一度不登校になった後でもきめ細かな対応をすることによって、立ち直らせることは可能であるという認識が不可欠です。

【具体的な取組】

施策(1)不登校、引きこもりの実態把握

施策内容	担当課
① 各学校において児童生徒の人権に十分配慮しながら、毎月、児童生徒の登校状況（不登校・不登校傾向・保健室登校等）を調査し、実態把握を行います。	学校教育課

施策(2)交流の場づくり

施策内容	担当課
① 不登校、引きこもり児童等、同じ思いをもった児童生徒の交流できる場の充実を図り、社会的自立を促進します。 また、各学校のカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーと連携し、教育支援センター等を活用して、個別カウンセリングや集団での指導・教科指導等を行い、児童生徒の自立に寄り添った支援を行います。	学校教育課

第5章
子ども・子育て支援法にかかる
事業計画(第3期)

第5章 子ども・子育て支援法にかかる事業計画(第3期)

1 子ども・子育て支援事業計画の作成と事業の実施について

基本指針では、「市町村は、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を含めた利用希望を把握した上で、管内における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込んだ市町村子ども・子育て支援事業計画を作成し、当該計画をもとに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施する。」とされています。

2 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

【現状の分析】

市町村子ども・子育て支援事業計画については、地域の人口構造や産業構造等の地域特性、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用の現状、利用希望の実情、教育・保育施設等の地域資源の状況、更には子どもと家庭を取り巻く環境等の現状を分析して、それらを踏まえて作成することが必要です。

【現在の利用状況及び利用希望の把握】

市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に当たり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うこと。なお、地域子ども・子育て支援事業のうち子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業又は親子関係形成支援事業(以下「家庭支援事業」という。)については、市町村は必要に応じて児童福祉法第二十一条の十八第一項に規定する利用の勧奨及び支援(以下「利用勧奨」という。)並びに同条第二項に規定する支援の提供(以下「利用措置」という。)を行うこととされていることから、家庭支援事業の量の見込みの推計に当たっては、利用勧奨及び利用措置による事業の提供量についても勘案することとされています。

3 各種事業におけるニーズ量の推計手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、2024(令和6)年3月に就学前児童及び就学児の保護者を対象者とした実態調査を実施し、その結果をもとに、国が示した「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方(改訂版)」の手順に沿って算出し推計することを基本としつつ、本市の利用実績数値と比較するなどの検証を行い、利用実績と大きくかけ離れるものについては利用実績に基づき、対象となる子どもの数の推移の見込みや利用意向の推移を勘案して独自の算出方法により推計しました。

4 量の見込みの算出にあたり用いる人口推計方法

子ども・子育て支援事業計画の「量の見込み」については、推計児童数に基づき算出することになるため、計画期間における将来人口推計が必要となります。

<推計方法>

人口推計を行うにあたり、主な方法として「コーホート変化率法」と「コーホート要因法」の2種類があります。ここでいう「コーホート」とは、同じ年(又は同じ期間)に生まれた人々の集団のことを指します。

今回の人口推計にあたっては、近い過去に特殊な人口変動(土地区画整理事業や大規模な災害等)はなく、計画期間である令和7年度～11年度においても、現時点では特殊な人口変動が起きるとは考えられないため、前回の第2期計画でも、採用した方法「コーホート変化率法※1」を採用するものとします。

推計人口は、住民基本台帳人口(外国人登録人口含む)の実績を用いて、コーホート変化率法で算出しました。コーホート変化率及び出生率は、直近の数値としています。

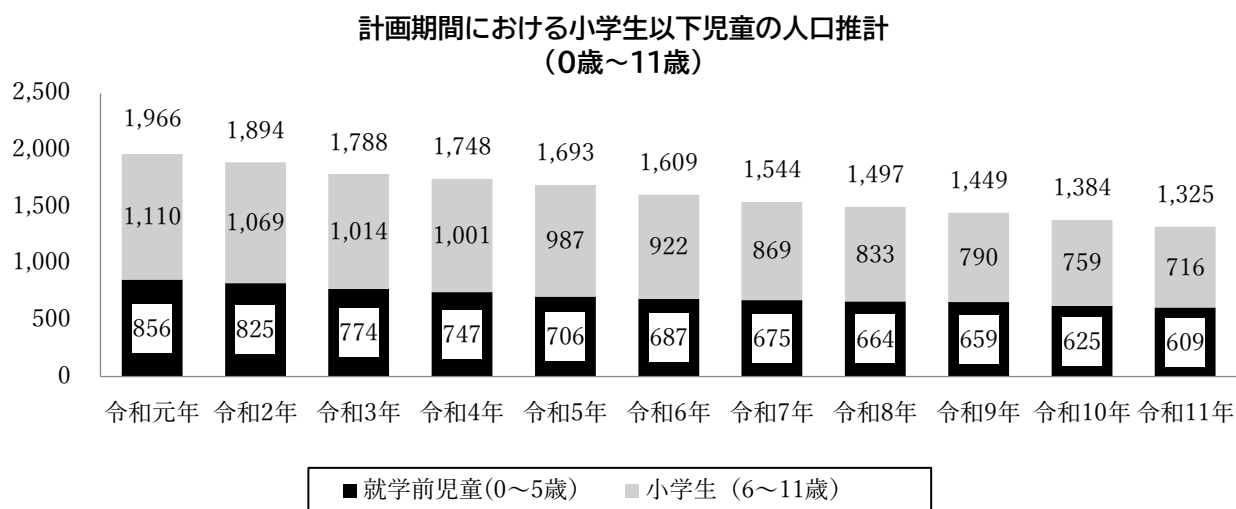
※コーホート変化率法

各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。基準人口の増減を出生と死亡、転出入を含めた、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、推移を算出していきます。今回のように推計するものが比較的近い将来の人口であり、変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合は、比較的簡便なこの方法を用いることができます。

5 計画の対象となる児童の人口推計(就学前児童・小学生児童)

本市の「就学前児童人口」は、実績値で令和元年の856人から令和5年には706人と、150人減少しています。コーホート変化率法による将来予測値の人口推計では今後5年間も減少傾向で推移し、計画期間最終年の令和11年には609人になると予想されます。

「小学生児童人口」も、実績値で令和元年の1,110人から減少傾向で推移し、令和5年には987人と123人減少しています。コーホート変化率法による将来予測値の人口推計では今後5年間も就学前児童と同様に減少傾向で推移し、計画期間最終年の令和11年には716人になると予想されます。



本見込量算出に使用する本市全体の児童推計人口は、下記のとおりです。

(単位:人)

年齢	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	97	95	91	87	84
1歳	109	105	103	99	95
2歳	109	110	106	104	100
3歳	132	112	113	109	107
4歳	109	132	112	113	109
5歳	119	110	134	113	114
6歳	122	118	109	132	111
7歳	131	121	117	108	131
8歳	154	131	121	117	108
9歳	163	154	131	121	117
10歳	148	160	151	129	119
11歳	151	149	161	152	130

6 教育・保育の提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、本計画において、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされています。

その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて、設定する必要があります。本市においては、市内のニーズを柔軟に吸収できるよう、教育・保育提供区域を1圏域(全市)とします。ただし、事業の実施にあたっては小学校区単位等、各地区の実状を踏まえて行うものとします。

事業区分	区域設定	考え方
1号認定(3～5歳)	全域	教育・保育の区域設定については1区域(基本型)とする。
2号認定(3～5歳)		
3号認定(0歳)		
3号認定(1歳)		
3号認定(2歳)		

また子ども・子育て支援法では、子ども及びその保護者が教育・保育給付を受ける場合は、子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定(法第19条)を受けることが必要となっています。

一方、市町村は、保護者の申請を受け、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給することとされています。なお、認定区分の類型は大きく3つに分かれ、それぞれに利用できる施設や事業が異なります。

《保育の必要性の認定の区分》

支給認定区分	対象	保育の必要性の有無	主な利用施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上	必要としない	幼稚園 認定こども園
2号認定 (保育認定)	満3歳以上	必要とする	保育所 認定こども園
3号認定 (保育認定)	満3歳未満	必要とする	保育所 認定こども園 地域型保育事業

7 各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制の確保策

教育・保育の利用状況及び実態調査により把握する利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域で均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、就学前児童の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し令和7年度から令和11年度までの5か年における教育・保育の「量の見込み」（利用に関するニーズ量）を算出するとともに、それに対応する「確保方策」（量の見込みに対応する整備量と実施時期）を定めます。

算出の考え方としては、量の見込みは、ニーズ調査の結果から、国の手引きに基づき算出されたもの、または事業実績値に基づく市の独自推計によるものとします。提供体制の確保の方策は、量の見込みに対応できるよう計画しました。

■1号認定+2号認定(教育ニーズ)3～5歳

《実績》

単位(人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	98	87	101	95	80

※令和6年度は見込み

《量の見込みと確保方策》

単位(人)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)		85	85	80	80	75
確保方策	幼稚園	15	15	15	15	15
	認定こども園(幼稚園部分)	80	80	80	80	80
	確保方策の合計(B)	95	95	95	95	95
差異(B-A)		10	10	15	15	15

■2号認定(保育ニーズ)3～5歳

《実績》

単位(人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	362	339	314	262	256

※令和6年度は見込み

《量の見込みと確保方策》

単位(人)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)		260	255	245	235	220
確保方策	認定こども園(保育所部分)	175	175	175	175	175
	保育所	85	80	80	80	80
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	5	5	5	5	5
	確保方策の合計(B)	265	260	260	260	260
差異(B-A)		5	5	15	25	40

■3号認定(0歳児)

《実績》

単位(人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	29	18	27	19	17

※令和6年度は見込み

《量の見込みと確保方策》

単位(人)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)		20	20	19	19	18
確保方策	認定こども園(保育所部分)	20	20	20	20	20
	保育所	5	5	5	5	5
	地域型保育事業	1	1	1	1	1
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	確保方策の合計(B)	26	26	26	26	26
差異(B-A)		6	6	7	7	8

■3号認定(1～2歳保児)

《実績》

単位(人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	209	196	184	197	202

※令和6年度は見込み

《量の見込みと確保方策》

単位(人)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A) 1歳		85	85	80	80	75
量の見込み(A) 2歳		120	120	115	115	110
確保方策	認定こども園(保育所部分)1歳	75	75	75	75	75
	認定こども園(保育所部分)2歳	85	85	85	85	85
	保育所	50	40	40	40	40
	地域型保育事業	5	5	5	5	5
	認可外保育施設	2	2	2	2	2
	確保方策の合計(B)	217	207	207	207	207
差異(B-A)		12	2	12	12	22

8 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

地域子ども・子育て支援事業とは、市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業です。各事業の性格から本市全域を基本とします。

事業区分	区域設定	考え方
(1) 利用者支援事業	全域	教育・保育施設の活動の一環であるため、市内全域とする。
(2) 地域子育て支援拠点事業		通常利用する施設等での利用が想定されるため、市内全域とする。
(3) 妊婦健康診査事業妊婦		現状の提供体制、利用状況を踏まえ、市内全域とする。
(4) 乳児家庭全戸訪問事業		
(5) 養育支援訪問事業		
(6) 子育て短期支援事業		
(7) ファミリー・サポート・センター事業		
(8) 一時預かり事業 (幼稚園型以外・幼稚園型)		
(9) 延長保育事業		
(10) 病児・病後児保育事業		
(11) 放課後児童健全育成事業		
(12) 児童育成支援拠点事業<<新規>>		
(13) 親子関係形成支援事業<<新規>>		
(14) 妊婦等包括相談支援事業<<新規>>		
(15) 乳児等通園支援事業<<新規>>		
(16) 産後ケア事業<<新規>>		
(17) 子育て世帯訪問支援事業<<新規>>		
(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業		
(19) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業		

(1)利用者支援事業

《事業内容》

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

《実績》

(単位:か所、人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施か所数	1	1	1	1	1

※R6年度は見込み

※令和5年度までは、子育て世代包括支援センター

《確保策に対する考え方》

令和6年4月の組織機構の改編により、「母子保健部門」は①医療保健課母子保健係から、「児童福祉部門」は②福祉課子育て支援係から、それぞれの係を分離統合し、子育て支援課として新設しました。また、旧医療保健課内にあった子育て世代包括支援センターは、子育て支援課内にこども家庭センターとして新たに設置し拠点施設として、子育て世代の方にとって必要な情報の提供や、相談・助言等を行っていくとともに、関係各機関との連絡調整を実施していきます。

《量の見込みと確保方策》

(単位:か所)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (こども家庭センター)	1	1	1	1	1
確保方策 (こども家庭センター)	1	1	1	1	1

※過去の実績値より算出

(2)地域子育て支援拠点事業

《事業内容》

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

《実績》

単位(か所、人/年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施か所数	4	4	4	4	4
利用人数	4,331	3,505	4,502	4,374	4,400

※R6年度は見込み

《確保策に対する考え方》

現在、地域子育て支援拠点施設としては、市内4か所があります。近年の就学前児童の就園状況や児童数の減少等を考慮すると充足していることが確認されます。令和2年からコロナ禍により減少傾向にありましたが、5類移行により徐々に利用者が増加傾向にあります。

《量の見込みと確保方策》

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400
確保方策	人数 (人回/年)	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400
	実施個所 (か所)	4	4	4	4	4

※過去の実績値より算出

(3)妊婦健康診査事業

《事業内容》

医療機関及び助産施設において、妊婦健康診査受診票(14回)を使用し、健診受診票に記載された項目)を受け、妊娠中の異常を早期に発見し、適切な治療や保健指導につなげる事業です。

《実績》

単位(人回)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受診者数(実人数)	119	119	86	82	85

※R6年度は見込み

《確保策に対する考え方》

妊娠中を健康に過ごし安全なお産をするため、母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診票を交付します。妊婦健康診査の必要性や妊娠中の過ごし方、バランスの良い食事などの保健指導を行います。妊婦健康診査の受診が滞っている妊婦へ、保健師からの働きかけができるように、産科医療機関の協力を得るなどの体制を整えています。

《量の見込みと確保方策》

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人回	1,190	1,190	1,190	1,190	1,190
確保方策	実人数	85	85	85	85	85
	延べ回数	1,190	1,190	1,190	1,190	1,190

※過去の実績値より算出

(4)乳児家庭全戸訪問事業

《事業内容》

子育て家庭の孤立を防ぐため、生後4ヶ月までの乳児がいるすべての家庭に訪問し、親子の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する情報提供を行います。特に支援が必要な家庭に対しては、適切なサービスが提供できるよう関係機関との連携を図る事業です。

《実績》

単位(人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	106	112	98	94	95

※R6年度は見込み

《確保策に対する考え方》

母子健康手帳交付や妊産婦の転入、出生手続き等の行政窓口で本事業の周知を徹底するとともに、産科・小児科・精神科やパレネイタルビジット事業と連携することで、ハイリスク妊産婦が必要な支援を受けられるような体制の強化を図っていきます。

《量の見込みと確保方策》

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人回	95	95	95	95	95
確保方策	実人数	85	85	85	85	85
	訪問率	100%	100%	100%	100%	100%

※人口推計値より算出

(5) 養育支援訪問事業

《事業内容》

特に支援を必要とする妊婦や児童に対して、助産師や保健師が訪問し、相談や支援を行う事業です。

《実績》

単位(回)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	27	26	5	12	30

※R6年度は見込み

《確保策に対する考え方》

子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、適切な養育が行われるよう、関係機関との連携を図り情報収集に努めていきます。

《量の見込みと確保方策》

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	20	20	20	20	20
確保方策	人	20	20	20	20	20

※過去の実績値より算出

(6)子育て短期支援事業

《事業内容》

様々な理由により児童の療育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設に委託し、児童を保護することで、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。

《実績》

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績(箇所)	3	3	3	3	4
年間延べ利用者数(人)	0	8	28	69	70

※R6年度は見込み

《確保策に対する考え方》

緊急時のセーフティネットとして、家庭での養育が一時的に困難となり支援が必要な家庭に対して、受入施設と行政が連携し、速やかに対応できる体制の充実を図ります。実績値のとおり、近年ニーズが高まっています。

《量の見込みと確保方策》

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ショートステイ	量の見込み	箇所	4	4	4	4	4
	確保方策	人日	85	85	85	85	85
トワイライトステイ	量の見込み	人日	4	4	4	4	4
	確保方策	人日	15	15	15	15	15

※過去の実績値より算出

(7)ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

《事業内容》

保育所や放課後児童クラブへの送迎を含めて、一時的に子どもを預かってほしい会員(よろしく会員)の依頼に応じて、育児の手助けができる会員(まかせて会員)を紹介する事業です。

《実績》

単位(人日)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	21	47	93	333	420

※R6年度は見込み

《確保策に対する考え方》

ホームページ等に事業内容を掲載することにより、広く事業を周知するとともに、幼稚園・保育所・認定こども園、放課後児童クラブ等の関係する施設に事業のパンフレットを配置して周知を図ります。

《量の見込みと確保方策》

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	425	430	435	440	445
確保方策 会員数	人	122	124	126	128	130

※過去の実績値より算出

(8)一時預かり事業（幼稚園型以外・幼稚園型）

《事業内容》

保護者の災害、事故、傷病、入院等その他の社会的にやむを得ない理由により、家庭における保育が一時的に困難となる児童を受け入れる事業です。また、冠婚葬祭や保護者のリフレッシュなど一時的な保育ニーズでの利用も可能です。

《実績》

単位(人日)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績		9,109	7,244	8,132	8,747	8,550
	幼稚園型	9,047	7,176	8,057	8,713	8,500
	幼稚園型以外	62	68	75	34	50

※R6年度は見込み

《確保策に対する考え方》

必要な人が必要なときに利用できるように、市ホームページや広報等の活用により、一時預かり事業や実施施設を広く周知していきます。安心・安全な預かり体制や、質の高い保育ができるように努めていきます。

《量の見込みと確保方策》

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	幼稚園型 (人日)	100	100	100	100	100
	幼稚園型以外 (人日)	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000
確保方策	幼稚園型 (人日)	100	100	100	100	100
	幼稚園型以外 (人日)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000

※過去の実績値より算出

(9)延長保育事業

《事業内容》

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

《実績》

単位(人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	213	179	116	106	110

※R6年度は見込み

《確保策に対する考え方》

保護者のニーズに対応するため、保育士の配置の充実を図り、質の高い保育ができるように努めていきます。

《量の見込みと確保方策》

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	140	130	130	130	130
確保方策	人	140	130	130	130	130
	か所	9	8	8	8	8

※過去の実績値より算出

(10)病児・病後児保育事業

《事業内容》

保護者が就労等の理由により、家庭で保育できない病気や病気の回復期にある乳幼児や小学生を対象に、病院や保育所等で保育を行う事業です。

《実績》

単位(人日)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	36	195	157	454	500

※R6年度は見込み

《確保策に対する考え方》

病児・病後児保育の利用延べ人数の実績では令和2年度36人、令和5年度454人であり、受入れ体制は充実していると考えられます。令和5年から施設数が1か所増えたため(国東こども園内)、市北部の方にとって利用しやすい環境整備が図られました。

《量の見込みと確保方策》

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	500	500	500	500	500
確保方策	人日	500	500	500	500	500
	か所	2	2	2	2	2

※過去の実績値より算出

(11)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

《事業内容》

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図る事業です。

《実績》

単位(人日)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	437	435	444	446	450

※R6年度は見込み

《確保策に対する考え方》

現在11か所の放課後児童クラブで事業を実施しており、引き続き利用者のニーズに応じた提供体制の確保に努めます。学童保育クラブと放課後子ども教室の一体的な実施について、現在一体型7か所、連携型4か所で実施を行っています。今後も関係部局間と連携した取組の推進、小学校の余裕教室等の活用についての検討を行います。

《量の見込みと確保方策》

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	450	450	450	450	450
確保方策	定員数 人	550	550	550	550	550
	か所	11	11	11	11	11

※過去の実績値より算出

(12)児童育成支援拠点事業【新規】

《事業内容》

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、「子どもの最善の利益」の保障と健全な育成を図る事業です。

《確保策に対する考え方》

令和6年4月の児童福祉法の改正により、各市町村1か所の設置が努力目標とされましたが、市内には設置されていません。新規事業であるため、運営方法(直営、委託、公設民営方式等)や、設置場所、児童の送迎方法等について、市内社会福祉法人やNPO法人等と設置に向け協議が必要となります。

(13)親子関係形成支援事業【新規】

《事業内容》

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、講義、グループワーク、ペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設け、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業です。

《確保策に対する考え方》

新規の事業のため、事業の内容、実施の方法及び実施の時期について庁内で検討中ですが、要保護児童地域対策協議会などで、支援の必要がある家庭について、子育て支援課を中心に、庁内関係各部署や外部機関等と連携しながら事業の展開について検討します。

(14)妊婦等包括相談支援事業【新規】

《事業内容》

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

《確保策に対する考え方》

こども家庭センターに助産師・看護師・保健師等を配置し、妊娠の届け出や出生届を行った妊婦・子育て世帯に対し、子育て相談等に応じます。

《量の見込みと確保方策》

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	回	85	85	85	85	85
確保方策 (こども家庭センター)	回	85	85	85	85	85

※量の見込みの考え方により算出

(15)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)【新規】

《事業内容》

保護者の就労有無や理由を問わず、0歳6ヵ月から満3歳未満の未就園児が時間単位で保育施設を利用できる制度です。

《確保策に対する考え方》

本事業は令和8年度から制度開始予定であり、今後、保護者のニーズに対応するため、受入体制の整備に努めていきます。

(16)産後ケア事業【新規】

《事業内容》

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

《確保策に対する考え方》

県内の委託医療機関や委託助産施設等において、宿泊型やデイサービス型等多様な形態にてケアが受けられる体制整備をしています。

《量の見込みと確保方策》

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	30	30	30	30	30
確保方策	人日	30	30	30	30	30

※量の見込みの考え方により算出

(17)子育て世帯訪問支援事業【新規】

《事業内容》

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

《確保策に対する考え方》

新規の事業のため、事業の内容、実施の方法及び実施の時期について検討中です。

(18)実費徴収に係る補足給付を行う事業

《事業内容》

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、認定こども園、幼稚園、保育所等に対して保護者が支払うべき教材費や行事費及び給食費等を助成する事業です。

《確保策に対する考え方》

対象施設及び対象者の状況に応じて、必要性が生じた場合には、国の制度に即して実施を検討します。

(19)多様な事業者の参入促進・能力活用事業

《事業内容》

1. 新規参入施設等への巡回支援

地域ニーズに即した保育等の事業充実を図るため、新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援を行う事業です。

2. 認定こども園特別支援教育・保育経費

健康面・発達面において特別な支援が必要な子どもの認定こども園での受け入れを促進するために助成する事業です。

3. 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援

地域や保護者のニーズに応じて地域において重要な役割を果たしている、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業について、集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減する観点から、その利用料の一部を助成する事業です。

《確保策に対する考え方》

今後も児童数が減少していくことを踏まえ、事業実施を検討していきます。ただし、事業2についてはニーズに応じて認定こども園における受け入れ体制を確保できるよう助成を実施します。

《量の見込みと確保方策》

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	施設数	3	3	3	3	3
確保方策	施設数	3	3	3	3	3

9 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況等によらず柔軟にこどもを受け入れられる施設であり、子ども・子育て支援新制度では、幼稚園・保育所からの移行が促進される仕組みとなっています。現在の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう、幼稚園、保育所等の施設の意向や職員体制等を勘案しながら、認定こども園に移行する場合には、必要な施設整備の促進や情報提供を行い、認定こども園の普及・促進を図ります。

(2) 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割および推進方策

乳幼児期はこどもの生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、発達段階に応じた質の高い教育・保育や子育て支援が提供されることが重要です。質の高い教育・保育や子育て支援を提供するためには、保育教諭等の確保、専門性の向上が不可欠であるため、教育・保育や子育て支援に係る専門職の確保及び資質向上支援に努めます。

(3) 幼児教育・保育と小学校教育(義務教育)との円滑な接続(保・幼・こ・小連携)について

乳幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、学童期や思春期に至るこどもの育ちを確保するため、保育所・幼稚園・認定こども園と小学校との連携強化を図っていきます。

10 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

2019(令和元)年10月の幼児教育・保育の無償化における「子育てのための施設等利用給付制度」において、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法の検討を行うとともに、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、大分県と連携した対応を行うなど、円滑な実施の確保に向けた取組が重要となります。

このことを踏まえ、本市では、子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組めます。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等について、大分県に対し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、大分県との連携や情報共有を図りながら、適切な取組を進めていきます。

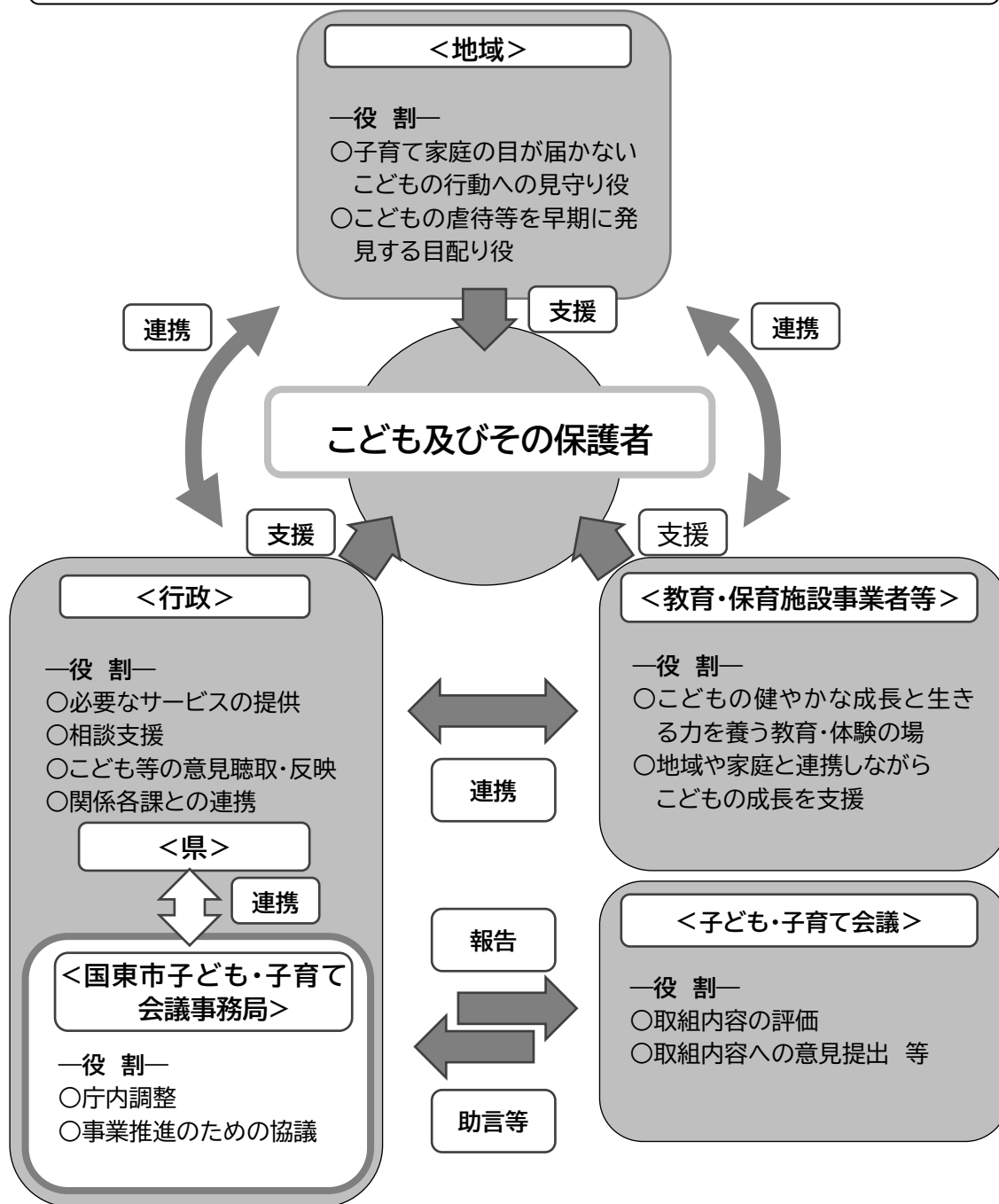
第6章 計画の推進体制

第6章 計画の推進体制

1 関係機関との連携体制

本市では、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、全市を挙げて子ども・子育て支援に取り組み、「こども及びその保護者」の立場に立った施策・事業を推進します。

第3期国東市子ども・子育て支援事業計画 ～関係機関との連携体制図～



2 役割

子ども・子育て支援法においては、「子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。」とあります。

父母その他の保護者は子育ての主体であり、それぞれの家庭で行うべきこと、又その子育て家庭を支援すべき地域、事業主及び行政が、今後の取り組むべきことや留意すべきこと等について改めて明示し、地域の実情に即した子ども・子育て支援を計画的に推進することとし、その際には、条例で定める子ども・子育て支援の推進について、県と緊密な連携を図ることとします。

(1)市の役割

市は、住民に最も身近な行政サービスを提供する主体として、社会環境の変化や国・県の施策を踏まえ、子育てに関わる各主体との連携・協働の下、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に展開することが求められます。また、こどもに関する施策の実施にあたっては、様々な機会を捉えこどもや子育て当事者等の意見を聴取し、反映させるための必要な措置を講じる必要があります。

(2)家庭の役割

「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識を前提とし、又、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識の下、前述の子ども・子育てをめぐる環境を踏まえ、子ども・子育て支援は進められる必要があります。

家庭は子育ての基礎であり出発点です。こどもと親がともに学び育つ場としての認識を持ち、温かな愛情の下に、こどもと親が笑顔いっぱい過ごせるような家庭を築くことを理想とします。

(3)教育・保育施設事業者等の役割

認定こども園、保育所、幼稚園、学校は、こどもたちが心豊かに成長するための場でもあり、又、集団生活を通して、集団の一員としての自覚や規範意識を育てながら、豊かな人間関係を築き、自立を図る場でもあります。こどもが学び育つ場として、家庭や地域との連携を図りながら、多様化するニーズへの対応が期待され、実際の学校の姿や教育活動の目指す方向などについて積極的に情報を提供していく必要があります。

(4)地域の役割

子育てにおいては、保護者のみならず、保護者同士や地域の人々とのつながりを持ち、地域が連携して地域の子育て支援に役割を果たしていくことも重要です。PTA活動や保護者会活動をはじめ、家庭、地域、施設等こどもの生活の場を有機的に連携させ、地域コミュニティの中でこどもを育むことが必要です。

(5)企業の役割

共働き家庭が増加する中、子育て支援においても、企業の果たすべき役割が求められ、ワーク・ライフ・バランスの観点から、育児休業制度をはじめ労働時間の短縮や弾力化、妊産婦の健康管理の充実など、仕事と家庭生活を両立できるよう、就労に関する環境や条件の整備を推進することが求められます。また、厳しい経済状況の中でも、若者の希望に満ちた将来への基盤を確保するため、若者の雇用促進も求められます。

3 計画の実施状況と点検推進体制・計画の公表及び周知

本計画の進捗管理については、定期的に点検・評価することが重要です。そのため、計画策定後も適切に進行管理を行うにあたり、計画を立案し(Plan)、実施する(Do)ことはもちろん、目標設定や計画策定後も適切に評価(Check)、改善(Action)が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル(PDCA サイクル)を構築します。なお、評価の段階で、本計画の内容が実態と大きく乖離し、著しく供給量が不足することが予想される場合などには、必要に応じて見直しを検討します。

また本計画は、市報や市のホームページへの掲載、での紹介などを行い、取り組みや事業の内容等につき市民への浸透を図ります。

